

旧袋井町役場庁舎調査報告書

2002. 3

袋井市教育委員会



旧袋井町役場庁舎（袋井市ボランティアセンター時代）

例 言

1. 本書は、袋井市駅前第二土地区画整理事業の実施に伴い、現地保存が困難となり、解体となる旧袋井町役場庁舎の建造物調査報告書である。
2. 調査は、静岡県袋井市高尾918番地の1に所在する旧袋井町役場庁舎を対象とし、平成13年12月17日から平成14年3月11日にかけて実施した。
3. 調査は、財団法人文化財建造物保存技術協会が袋井市教育委員会の委託を受けて実施した。
3. 本書の編集は、財団法人文化財建造物保存技術協会が作成した調査報告書を基に袋井市教育委員会生涯学習課文化財係主任学芸員水野雅彦が担当した。また、本書作成に係る事務手続きは、袋井市教育委員会が行った。

事務執行機関 袋井市教育委員会

教 育 長	戸 塚 雅 之
教 育 次 長	藤 田 代 行
生涯学習課長	鈴 木 健 治
生涯学習課長補佐	
兼文化財係長	高 木 雅 之
主 査	永 井 義 博
主 任 学 芸 員	松 井 一 明
主 任 学 芸 員	水 野 雅 彦 (担当)
学 芸 員	白 澤 崇
臨 時 事 務 員	鈴 木 寿 美 子

4. 編集にあたっては建造物の概要のほか各部の調査事項をまとめた。
5. 本文の寸法表示は既存メートル法により記載したが、説明の必要上尺貫法で表記した部分もある。
6. 写真については、解体前及び解体工事中の記録と各種資料写真のうち主要なものを掲載した。
7. 図版については、一部縮尺が違う部分もある。
8. 調査及び報告書作成にあたり、次の方々にご教示、ご指導をいただいた。

秋山兵三、山梨清松、田中光夫、大谷純仁、井口育夫、安間恭一、田中元峰、静岡県教育委員会、御前崎町教育委員会、大東町教育委員会、大須賀町教育委員会、菊川町教育委員会、掛川市教育委員会、磐田市教育委員会、森町教育委員会、春野町教育委員会、豊岡村教育委員会、浅羽町教育委員会、浜松市教育委員会、東京都府中市教育委員会、静岡県都市住宅部建築住宅総室建築安全推進室、有限会社兼子建設、有限会社タカ設計、静岡新聞社

(敬称略・順不同)

目 次

◇口 絵

◇例 言

第1章 概 説	1
1. 建造物の概要	1
(1) 所在地	1
(2) 構造形式	1
(3) 規模	2
2. 調査に至る経緯と目的	3
(1) 調査に至る経緯	3
(2) 調査目的	3
第2章 建造物の沿革	4
1. 建築時の経移	4
2. 関連年表	6
第3章 建造物の調査	7
1. 変遷調査	7
(1) 概要	7
(2) 第1期：建築当初	7
(3) 第2期：戦前まで	8
(4) 第3期：戦後から現在まで	9
2. 建物の調査	15
(1) 平面計画	15
(2) 主体部の構造	15
(3) 基礎の技法	15
(4) 床組・天井の技法	21
(5) 壁・造作の技法	22
(6) 建具の技法	25
(7) 屋根の技法	31
第4章 類例調査	36
(1) 静岡県内の公共建築	36
(2) 県内の行政建築物	36

◇写 真

◇図 面

◇巻末資料

第1章 概 説

1. 建造物の概要

(1) 所在地

静岡県袋井市高尾 9 1 8 - 1

(2) 構造形式 (※室名は図書館当時の名称を用いる)

概 要 木造、建築面積は275.2㎡、延面積419.7㎡、二階建、棧瓦葺。南面して建つ。主体部は桁行7.5間×梁間4間とし、棟を東西に配する。主体部正面中央には東西2間×南北1.5間、二階建の玄関ポーチを付ける。背面に幅1間の庇を設け、さらにその中央部に3間四方の突出部を張り出す。主体部西翼には東西2.5間×南北5.5間の二階建部を併設し、南面は主体部より前方に突出する。西翼2階部より後方に東西3.5間×南北6間、平家建の居室を配置し、この西方には別棟として便所を附属する。

1階平面 正面玄関ポーチは3方を開放して土間とする。主体部は前寄りの入側1間の土間、中央の開架室、東側の児童室に区分する。主体部後方は幅1間の庇廊下を介して3間四方の突出部を参考書室とする。西翼突出部は主体部との境にある1間幅の廊下を挟んで南に事務室・北を郷土資料室とし、郷土資料室の北東隅の一郭に階段を配置する。西翼突出部後方の管理員室は南北に大きく3列に区分し、西翼突出部境及び西面に廊下をL字に廻す。北側の1列には玄関・風呂場・流しを配置する。

2階平面 主体部2階は間仕切を設けず1室の学習室とし、正面へ張り出す玄関ポーチ2階部分は畳敷きの和室とする。西翼突出部は南北2室に間仕切り、南を市史編纂室、北を階段室とする。

基 礎 主体部：周囲布コンクリート基礎。通気穴付。内部独立基礎（コンクリート）。増築部：周囲布コンクリート基礎及びブロック積。通気穴付。内部独立基礎（コンクリート）。玄関ポーチ柱及びこれに向かい合う主体部柱のみ独立基礎、コンクリート製沓石、モルタル塗り仕上げ。

軸 部 布基礎上に土台を廻し、隅は通柱、他は管柱建て、いずれも角柱。2階床高に胴差、柱頂部に桁を廻す。2階床は胴差の他、各柱筋1間毎に床梁を架け、根太を組み、建築時にはこの床組を現して根太天井としていた。正面玄関ポーチ柱及びこれに向かい合う主体部柱は礎石建ち。

軒 廻 り 軒先四周に鼻隠板・広木舞を廻し、軒天井を陸に張る。玄関ポーチ正面は破風板を付けて入母屋造とする。正面玄関ポーチの腰2方には胴蛇腹を付ける。他は胴蛇腹なし。

小 屋 組 主体部小屋組は寄棟造、トラス組。各柱筋1間毎に小屋梁を架け、真束・方杖・合掌を組み、母屋・棟木を流す。玄関ポーチは正面を入母屋造とし、柱筋に小屋梁を縦横に架けて小屋束を建てて母屋・棟木を組む。西翼2階部は各柱筋およそ1間毎に小屋梁を縦横に架け、これに各々小屋束を建てて母屋・棟木を受ける。主体部後方突出部及び西翼後方平屋部は切妻造、和小屋組。

屋 根 主体部・主体部背面庇・西翼2階部・西翼後方平屋部は棧瓦葺。主体部後方突出部は鉄板瓦棒葺。正面玄関ポーチに設けた3方の胴蛇腹上部には袴腰状の小庇を設け、鉄板平葺。

主体部大棟、両端鬼瓦据え、台熨斗、割熨斗5段、角雁振。

主体部隅棟、鼻先鬼瓦据え、台熨斗、割熨斗2段、雁振（一部角雁振）

玄関ポーチ大棟、南端鬼瓦据え、台熨斗、割熨斗2段、雁振

玄関ポーチ隅棟、鼻先鬼瓦据え、台熨斗、割熨斗2段、雁振

西翼2階部大棟、南端鬼瓦据え、台熨斗、割熨斗3段、雁振

西翼2階部隅棟、鼻先鬼瓦据え、台熨斗、割熨斗2段、雁振

西翼後方平屋部棟、北端鬼瓦据え、台熨斗、割熨斗2段、角雁振

外 装 主体部・玄関ポーチ・西翼2階部、腰下をモルタル塗りとし、水切りを廻してそれより上部は外壁全面を下見板張り。木部全面に油性ペイント塗りを施す。玄関ポーチ2階妻飾りは漆喰塗仕上げ。主体部背面庇は全面を下見板張り、油性ペイント塗。庇外突出部、腰下物入れ外壁をモルタル塗り、上部外壁をプラスター塗。西翼後方平屋部、セメント吹付仕上。

内装・床 表－1のとおり。

表－1 内装及び床仕上区分

室 名		仕 上 げ 区 分		
		床	壁	天井
【1階】				
主 体 部	入側土間	土間コンクリート	内装ボード（土壁漆喰塗）	内装ボード（根太天井）
	開架室	土間コンクリート（板敷き）	内装ボード（土壁漆喰塗）	内装ボード（根太天井）
	児童室	フローリング張り（板敷き）	内装ボード（土壁漆喰塗）	内装ボード（根太天井）
	開架室西側廊下	リリウム張り（フローリング張り）	内装ボード（土壁漆喰塗）	内装ボード（不明）
玄関ポーチ		土間コンクリート・周囲見切石据え	垂壁嵌板	小幅板張り
主体部背面庇		リリウム張り（フローリング張り） （板敷き）	内装ボード・腰下小幅板張り （ボード下地は土壁漆喰塗）	内装ボード（竿縁天井）
参考図書室		畳敷き（リリウム張り） （フローリング張り）	内装ボード	内装ボード
西 翼 2 階 部	事務室	リリウム張り（フローリング張り）	内装ボード・腰下小幅板張り （ボード下地は土壁漆喰塗）	内装ボード（竿縁天井？）
	郷土資料室	畳敷き（フローリング張り）	内装ボード・腰下小幅板張り （ボード下地は土壁漆喰塗）	内装ボード（竿縁天井？）
	階段	リリウム張り（木製階段）	内装ボード（土壁漆喰塗）	－
【2階】				
主体部（学習室）		フローリング張り（板敷き）	内装ボード（土壁漆喰塗）	内装ボード（竿縁天井）
玄関ポーチ2階（和室）		畳敷き	土壁漆喰塗	竿縁天井
西 翼 2 階 部	市史編纂室	フローリング張り（板敷き）	内装ボード（土壁漆喰塗）	内装ボード（竿縁天井）
	階段室	フローリング張り（板敷き）	内装ボード（土壁漆喰塗）	内装ボード（竿縁天井）

（※カッコ内は旧工法）

(3). 規模

区 分	摘 要	寸 法					
		主体部	玄関ポーチ	西 翼 2階部	主体部 背面庇	主体部 背面突出部	西 翼 後方平屋部
桁行	桁行両端柱間真々	13.635m	2.727m	9.999m	11.817m	5.454m	10.908m
梁間	梁間両端柱間真々	7.272m	3.636m	4.545m	1.181m	5.454m	6.363m
軒の出	側柱真より鼻隠板・広小舞外下角まで	0.490m	0.670m	0.489m	0.400m	0.300m	0.450m
軒高	布基礎上端より鼻隠板・広小舞外下角まで	6.424m	5.1916m	6.424m	2.400m	3.112m	3.500m
棟高	布基礎上端より棟頂上	9.103m	7.849m	9.103m	－ m	4.220m	5.550m
建築面積	側柱内側面積	99.153㎡	9.915㎡	45.445㎡	21.483㎡	29.764㎡	69.408㎡
		計 275.150㎡					
延床面積		198.306㎡	9.915㎡	90.890㎡	21.483㎡	29.764㎡	69.408㎡
		計 419.748㎡					
屋根面積	平葺面積	264.75㎡			27.14㎡	36.58㎡	80.00㎡

2. 調査に至る経緯と目的

(1) 調査に至る経緯

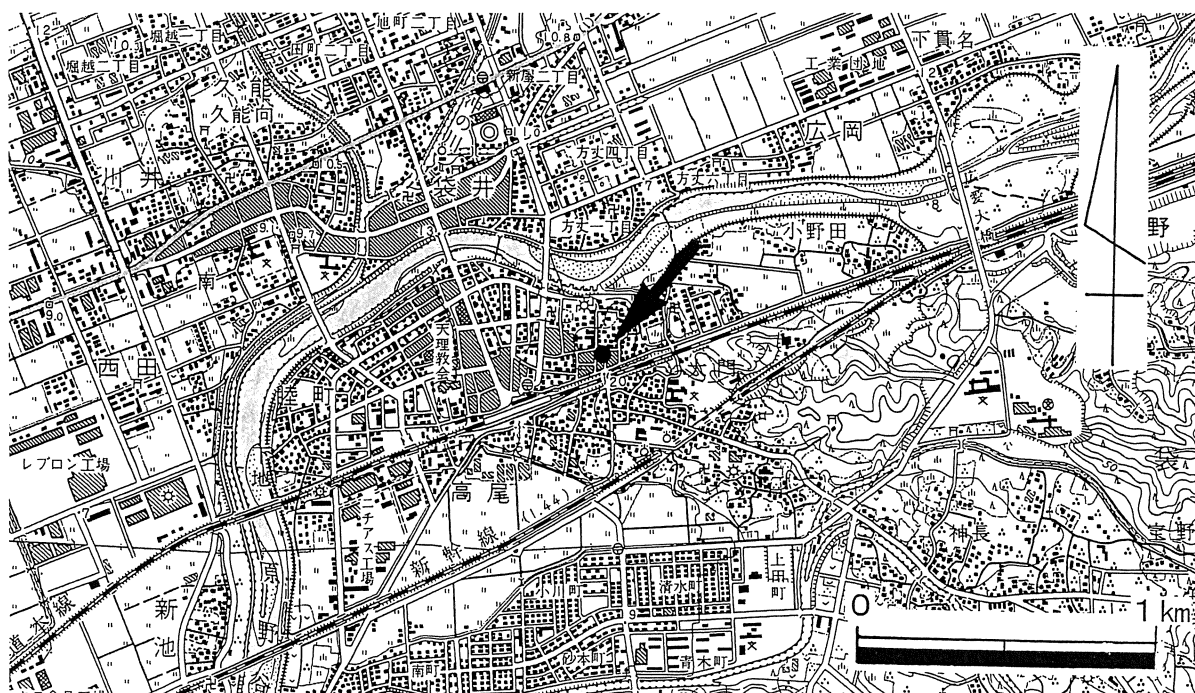
袋井市高尾地内に所在する旧袋井町役場は平成6年12月31日まで使用していた袋井市ボランティアセンターが移転したことに伴い、袋井市総務部総務課により建物の解体が実施されることとなった。その動きに対して、袋井市教育委員会がその文化財的価値を認め保存について申し入れ、建物の管理を総務課より引き継ぎ、専門家による調査を依頼した。この調査は、田中社寺株式会社（岐阜県岐阜市加納東丸町）に委託され調査概報がまとめられた。その後、保存整備にむけて関係部局と協議を行い、並行して旧役場の平面図、立面図を作成するとともに、旧笠西村役場文書や旧袋井町役場文書の調査を行った。平成7年2月12日には静岡県指定文化財の候補物件調査として静岡県文化財保護審議会委員の山梨清松氏による現地調査が行われるなど保存に向けた動きが見られたが、旧役場が所在する場所が「袋井駅前第二土地区画整理事業」の範囲に入り、現地での保存が困難なことから移築保存先と移築費についても合わせて調整を行うが、袋井市の財政事情や土地区画整理事業の期限など、旧役場の保存は多くの問題を抱えていた。議論の結果、平成13年10月9日に記録保存し、建物は解体することが決定され、それにともない、記録保存調査が実施されることとなった。

(2) 調査目的

調査は、区画整理事業にともない、保存が困難となった旧袋井町役場の文化財としての価値をつかむため、建物の状態を把握し、創建当初の姿を復元考察するとともに、記録として後世に残すことを目的として実施した。

しかし、調査目的が建造物に関する専門知識を必要とするため、文化財（建造物）調査に実績のある財団法人文化財建造物保存技術協会（以下「文建協」と呼ぶ）に委託して実施することにした。

こうして委託された調査は、平成13年12月17日から平成14年3月11日までの期間で実施され、文建協の現地調査が終了した平成14年2月15日からは建物の解体が始まり、同年3月15日の解体工事完了をもって姿を消した。



調査位置図

第2章 建造物の沿革

1. 建築時の経移

旧袋井町役場は、大正12年に新築された笠西村役場庁舎と増築部分によって構成されている。その事務室や議場は笠西村役場のものをそのまま使用しており、大きな間取りの変更はない。

この役場庁舎の主屋を建築した笠西村は、明治21年法律第1号市町村制の施行によって明治22年に高尾、豊沢、愛野の三カ村が合併して生まれた村で、合併当初の役場は愛野地内に仮事務所を置くことで対応していた。その後、明治24年1月に豊沢地内に新役場を建築し移転するが、明治22年に開業した袋井駅周辺の発展はめざましく、村の経済の中心は瞬く間に駅前となってしまった。建築から約30年が経過したためにそこで、笠西村議会は、大正11年度に村役場を新たに建て直す事とし、移転先を東海道線袋井駅近接地と定めて、ここに木造洋館建築による新村役場の建設を決定した。この当時、西洋建築の最先端は明治時代に主流をなしていた煉瓦、石等を材料とした建物から徐々に、鉄骨、鉄筋コンクリートを用いた建物へと発展、移行しつつあった時期だが、その様な時勢においても依然として、木造洋館建築は一般庶民の間で文化的先進性を失わず、羨望のまなざしで見つめ続けられていたと考えられる。このような当時の状況と、東海道線袋井駅をその行政区域内に持つという地理的条件や、それまで流通や文化の中心であった袋井宿（町）への対抗意識、そして住民の先進性及び文化意識の高さが村役場の新築計画に当たって「我々が村役場を他に誇れるような一流の建物に造りあげるには、何にも増して木造洋館が最適である」という考えを生じさせ、それが建築手法の決定へとつながったと考えられ、村役場新築計画が進められるにあたり、明治35年に建築された磐田物産陳列館等の木造洋館が参考の対象となったのは勿論の事と思われる。

大正11年12月から12年3月の事業期間で始められることとなった村役場新築のための費用は5月30日に議決された議第二十一号『大正十一年追加予算』書によると、「歳出：臨時部、五款：役場営繕費、一項：建築費 予算額七、五五〇円、一目：敷地買収費一、六一〇円（敷地二三〇坪 一坪金七円）、二目：建築費五、五一〇円、三目：雑費四三〇円（雑費三〇〇円 監督費一三〇円）」と用地費、建築費、設計管理（監督）費、雑費として7,550円が計上され、10月27日議決の議第三十一号『大正十一年度歳入歳出追加予算』書に「歳出：臨時部、五款：役場営繕費、一項：建築費 追加予算額一、一〇〇円」として用地取得費が増額されている。また、『笠西村沿革誌』には役場建築費9,666円と記され、用地費等を含んだ予算と考えられる。この予算書に記されている建築費5,510円という金額は、洋館二階建てのみの建築を想定して出されたものと思われ、この建築費から推測される建物規模を考えると、昭和初年頃の日本家屋一坪当たりの建築費が50円程度であったことや、木造洋館建築を建てるにはその造りの程度にもよりますが、少なくとも日本家屋の二倍の費用は必要とされていた。また、予算には諸経費として300円が計上されていることから建築費は純粋な建築工事費と考えることができ、予算が計上されたのは関東大震災以前の大正11年であるため、昭和初年よりも材料費が安かったと事を考慮にいれると、坪単価の二倍としておよそ延べ60～70坪程度の洋館は建てられる計算になる。役場庁舎の大正12年建築部分の実測値56坪と建築費5,510円を上記の数式に当てはめると「日本家屋坪単価49円20銭×2倍×洋館延べ坪56坪＝建築費5,510円」となり、ほぼ妥当なものと考えられる。この段階で役場で働く人々が休憩時にくつろぐ場所、下働きの小使さんが働く場所、宿直者が泊まる場所等、いわゆる役場の機能を円滑に運ぶための裏方達を収容する空間が必要となり付属舎が建築されたと考えられるが、現在、袋井市立図書館に残されている旧笠西村役場文書群の中には、その点に

ついて記したものは無く、『笠西村沿革誌』に記された建築費9,666円と大正11年度予算書の建築費8,650円との差額1,016円が用地買収費でなければ付属舎の建築費であった可能性がある（約20坪の建築物）。文化財建造物保存技術協会の秋山氏による大正12年建築部分背面側の庇通りの増築時期確定のための痕跡調査によって、背面基礎には換気口に化粧金具が用いられ、この場所で建物の外となっていたと考えられるが、庇通り小屋裏は荒壁のまま仕上げがされていない場所が発見され、調査当時は矛盾とないたが、この1間の庇通りが当初からあったような痕跡が付属舎の存在を裏付けていると考えることができる。当時の庁舎の規模としては東京府中市に残る大正8年建築の旧府中町役場庁舎と同様のものと考えられる。

役場庁舎が新築されて5年後、袋井町との合併の話が持ち上がり、新袋井町役場として笠西村役場が利用されることに決定すると、両町村の合併に伴う事務量の増加のため、事務室等を西側への拡張という形で増築する計画がたてられた。

昭和7年に始められることとなった村役場増築のための費用は昭和7年12月25日に議決された議第五十七号『昭和七年（第四回）追加予算』書によると、「歳出：臨時部、一款：役場費、一項：建築費 予算額七、六七五円、一目：敷地買収費五、五七〇円（敷地一反七畝十歩）、二目：建築費二、一〇五円（本館及び付属建物改築費）が計上されている。洋館の増築部と付属舎の建築費としての2,105円は、他に諸経費が計上されていないので建築に関するすべての経費を含んだ額と考えられる（経費が予算に占める割合は、およそ二～三割が妥当と考えられる）。この段階での増築延べ面積は、洋館が38坪（背面庇通り6.5坪、接続部2坪×2階、西側突出部13.75坪×2階）、付属舎が21.25坪（母屋20坪、土間1.25坪）であり、増築による坪単価は28円42銭と新築に比べ安価であり、外観のみ洋風で中身は和風で建築されたためかとも考えられるが、昭和7年度の決算書等が残っていないためにはっきりとはしない。

洋館背面の付属舎を洋館と切り離して考える風潮が近年見られる。事務所である本館が洋風建築であり、背面の和風建築は後世の増築と考えられていたが、外観のみによるその判断はあやまりであり、建築様式が和風であるから新しい建築であるという先入観からの判断と考えられる。大正12年段階の付属舎の形式は不明だが、この昭和7年段階の付属舎（現存）が和風建築なのは、役場の業務を円滑に運ぶための機能を備えながらくつろぎの場となる機能を要求され、そこに働く人々の平素なじんだ生活様式と異なったものであっては、使い勝手や居心地がよいとは思えない。このような感覚はたいていの日本人がそうであったように、仕事で家を出るときには洋服でも、家に帰れば和服に着替えてくつろぐ、というのとよく似ている。また、役場建築における木造洋館建築の中に、表は洋館、裏の付属舎は和風という前例があり（重要文化財 福島県旧伊達郡役所：明治16年竣工・東京都指定有形文化財 旧府中町役場：大正9年竣工）、この形式が木造洋館役場の一形式として存在したと考えるのが自然である。

2. 関連年表

和 歴	西 暦	月 日	記 事
明治22年	1889	3月1日	愛野村・豊沢村・高尾村が合併して笠西村となり、愛野地内に役場を置く
明治24年	1891	1月	役場を豊沢地内に移転するして12円が計上されたことが記される
大正11年	1922	3月14日	大正11年度予算書に新役場建設積立金として12円64銭が計上される
		5月25日	大正11年度追加予算書に新役場建設積立金の取り崩し金185円50銭と、建築費7,550円が計上される
		10月27日	大正11年度追加予算書に役場用地取得費1,100円が計上される
大正12年	1923	3月10日	<u>新庁舎落成する(建築費9,666円)</u>
		3月23日	3月議会で豊沢地内の役場から移転が決定される
昭和3年	1928	7月12日	袋井町(洲津・袋井・西村・土橋・木戸)との合併のための合併協議会が開かれる
		7月14日	笠西村役場にて合併協議会開催のための打ち合わせが行われる
		7月20日	笠西村役場にて合併協議会開催のための打ち合わせが行われる
		7月28日	合併協議会開かれる
		8月1日	笠西村役場にて合併に向けた打ち合わせが行われる
		8月2日	笠西村役場にて合併に向けた打ち合わせが行われる
		11月8日	袋井町笠西村合併のための協約が笠西村議会で議決される
		12月15日	袋井町と笠西村は合併し旧笠西村役場は新袋井町役場となる
昭和7年	1932	12月25日	<u>昭和7年度第4回追加予算に役場庁舎建築(増築)費7,675円が計上される</u>
昭和14年	1939	10月	第二次世界大戦勃発
昭和19年	1944	12月7日	東南海地震の発生により被害を受ける
昭和20年	1945	8月15日	無条件降伏により終戦となる
昭和23年	1948	9月1日	久努西村(岡崎・鷺野・久能・山崎)と合併する
昭和27年	1952	10月10日	久努村(岡崎・田村・山崎)と合併する
昭和32年	1957	10月30日	袋井町役場は高尾地内に移転する
昭和33年	1958	11月3日	袋井市制施行
昭和34年	1959	2月25日	袋井市から静岡県に所管替えされる
		4月24日	<u>庁舎は静岡県磐田家畜保健衛生所となる</u>
昭和44年	1969		家畜保健衛生所が移転する
		5月26日	静岡県から袋井市へ所管替えされる
昭和45年	1970	4月1日	<u>旧庁舎で袋井市立図書館が開館する</u>
昭和63年	1988	7月	市立図書館は高尾地内に移転する。
平成元年	1989	1月12日	<u>袋井市ボランティアセンターが旧庁舎に開設される</u>
平成6年	1995	12月31日	袋井市ボランティアセンターは移転する
平成7年	1995	3月29日	袋井市教育委員会の管理となる
平成13年	2001	10月9日	<u>旧庁舎の解体が決定される</u>
		12月17日	旧庁舎の記録作成調査を始める
平成14年	2002	1月15日	旧庁舎の解体工事が始まる
		3月15日	<u>旧庁舎の解体工事が終了する</u>

第3章 建造物の調査

1. 変遷調査

(1) 概要

今回の調査業務の条件上の制約から、軸部・小屋組・床組等、建物の主要構造部の解体を伴う調査を実施することは出来なかったが、建物の解体に先立ち、間仕切材等の造作材・壁・天井・床等を部分的に取り解くことにより、建物の建築時から現在に至るまでの増築あるいは改造などの経過についてある程度判明した。いかにその調査結果を述べるが、まず始めに建物のおおよその年代区分を設定する。先に述べた通り、建物の建築は大正12年と判明していることから、この時期を第1期とする。次に、残されている行政記録から、昭和7年頃に建物の増築を行っていることが分かり、この頃に増築あるいは改造に係わる時期を第2期とする。戦後については静岡県磐田家畜保健衛生所、昭和45年に袋井市立図書館、平成元年には袋井市ボランティアセンターへと、建物の用途がめまぐるしく変化し、その都度必要に応じた増築あるいは改造がなされたものと考えられるが、中でも昭和34年静岡県磐田家畜保健衛生所となった時期に、主として大きな改造がなされたものと考えられる。これらを年代的に明確に区別するにあたっては、今回の調査範囲では明確にならなかったため、これらの戦後以降の増改築時期を第3期としてまとめ、以下順を追って建物の変遷について述べる。

(2) 第1期：建築当初（大正12年）

建築当初の建物の規模については、西側へ大規模な増改築がなされているため、調査の結果もなお判然としない点が多く残される。

まず、正面の玄関ポーチは改修により現在のような形式とされたもので、建築当初の玄関ポーチは2階より上部がなく、1階正面の玄関口に車寄せのような張り出し部を設け、車寄せの上部には周囲にパラペットを廻し、2階から出入りする踊り場のような床を設けていた可能性が考えられる（注1）。その他の主体部正面の意匠については玄関口を境としておおよそ対称形にデザインされていることから、建築当初の規模・形式をとどめているものと考えられる。

次に、当初の主体部の規模についてであるが、現在の主体部南東の隅柱は、他の柱と比較してひとまわり太い柱を用い、外壁の下見板を板溝を決って納められる。通常洋風建築の隅柱位置の技法を守っている。このことから、建物の東側の規模については建築当初の規模のままであることが判る。本来、洋風建築の場合、正面の意匠については対称形を基本とする例が多く、この建物の場合においても、この柱と東西対称の位置には同じように太い柱が配置されており、これが建築当時の隅柱で、この位置までが建築当時の規模であったと類推される。この正面西側の柱は意匠的には一回り太い柱を用いてはいるものの、残される痕跡から判断して、この位置が建物の西端ではなく、さらに西方へ下屋を張り出し、延長されていたことが判る（注2）。ただし、現在西側に附属している正面に突出する2階建ての部分は、後設されたもので（後述）、建築当時の西側への延長部分の規模・形式については不明である。

また、主体部背面に付設されている1間幅の庇は後設のもので、建築当初の主体部の規模は奥行き（梁間）4間であったことが判る（注3）。当初の主体部背面の柱間装置については、東端の3尺間が土壁、次の第2間から第6間の6尺間はすべて上げ下げ窓、第7間は建物背後への出入口であったと考えられる（注4）。

1 階の内部は、基本的には一連の一室とし、前寄り 1 間を土間、奥 3 間を床張りとしていたようである（注 5）。ただし、内部西側には数本の柱を建て、何らかの間仕切りを設けていたものと考えられるが、建物西端への平面規模と併せて、判然としない。

2 階に関しては、前述の通り玄関ポーチ部分が改修されて 2 階部分が増設となり、現在のような和室となっていること、さらに西側への突出部が増築になっている点をのぞいては、当初の規模を維持しているものと考えられる。

西側の建築当初の規模について言えば、1 階で述べた通り、現在の学習室西側の柱筋が当初の主体部の側柱筋で、この位置で建物の主体部の意匠は完結し、この主体部の柱外面にさらに垂木掛を打ち付け、西方に下屋を設けていたものと考えられる（注 6）が、不明な点も多く残される（注 7）。

現在は、2 階へ上がる階段は後設された西側の突出部に設けられているが、建築当初はこれが建物東側に設けられていた（注 8）。階段というよりもむしろ、梯子段に近い形式のものであったようで、階段の幅はおよそ 70cm 程度、勾配も現在のものと比較して倍ほど急勾配で、上がり口には通常民家の土蔵の階段によくみられる形式の摺戸及び手摺りが設けられていた。

2 階の柱間装置に関しては、想定される西側の側柱筋の 4 間がいずれも土壁であったと考えられる（注 9）。また、北面 2 ヶ所の引違のガラス戸が建て込まれている窓は、当初は他と同様の上げ下げ窓であったものを改修したものと考えられる。

建物の意匠については、外部を下見板張りペンキ塗りとして洋風要素で仕上げる点では、建築当初の形式を維持しているものと考えられるが、内部の意匠については大きく変更されており、現在は内装ボード材や塗装によって全体的に洋風に造られているが、建築当初の内部は和風に仕上げていたことが判明した。まず、内部の全面に張り込まれている天井板・壁板等の内装ボード材はすべて後設のもので、これらを取り外したところ、壁は柱をあらわす真壁構造で、土壁、漆喰塗仕上げであった（注 10）。1 階の天井は 2 階の床梁・根太・床板をあらわす根太天井であった（注 11）他、2 階は全面が竿縁天井であった（注 12）。床も現在は全般にわたって新健在を用いたフローリング張りとなっているが、建築当初は全面が在来工法である通常の松の拭板敷であった。

(3) 第 2 期：戦前まで（主として昭和 7 年の増築時）

西翼に突出する 2 階建部分と、この後方に付設する平家建部分（管理員室）、及び主体部後方に張り出した底部分がこの頃の増築によるものと考えられる。ただし、残されている行政記録によれば、当初の建築規模とこれに係る建築費、一方の昭和 7 年当時の増築規模と建築費とを比較した場合、規模と建築費との整合性が立たず、疑問点も残る（注 13）。

現在の西翼突出部については、開口部その他各部の意匠や、床組の構造等、建築当初の部分と比較して相違がみられる点、また、前述の通り、主体部上部の小屋構造が寄棟造として完結していること、主体部の小屋構造がトラス組であるのに対し、西翼突出部は和小屋組であること（写真 10-1、10-16）、2 階背面の下見板張りが増築部分を境に張り足されていること（写真 9-20）等から、後設は明らかである。西翼突出部については内外部共に間仕切り等の大きな改変箇所は少ないとみられるが、2 階の間仕切りには幾つかの改造箇所が見受けられた。増築当初には、主体部西面 4 間の土壁をいずれも撤去して出入口に改め（注 14）、突出部との境に幅 3 尺の廊下を設け（注 15）、突出部南側の部屋（市史編纂室）の出入口はこの廊下側に設けていた。また、現在の市史編纂室～階段室境に設けられている出入口位置にはもともと物入れが造られていた（注 16）。また、内装については主体部と同様に、現在の内装ボード張り及びペンキ塗りは後の仕事によるもので、増築当時の内装意匠は真壁造、漆喰塗

仕上げ、天井は竿縁天井、床は在来工法の拭板敷が基本であった。

また、外観も和風にまとめられた西翼後方の平家建部分もこの時同期に増築されたものと考えられる（注17）。

さらに、主体部後方に張り出した1間幅の庇部分も同様と考えられる。この部分には増築当時、現在の内装ボード張りのものとは別の天井が造られており、この1間幅庇の西側突端にはこの時期の天井廻縁に相当する位置に土壁漆喰塗の塗り残しがみられ（写真3-21）、これにより一連の増築と判断できる。当時、この1間幅の廊下には、現在附属する3間四方の突出部はなく、北面外部には1間毎に柱が建ち、6間となる柱間装置はいずれもガラス窓で、上部の欄間も同様である（注18）。

ちなみに、この庇内部に取り付けられている、後の改造により補加されたそれぞれの内装材等を取り外したところ、木部化粧材にはペンキ塗りが施されておらず、内部のペンキ塗りは第2期改造時よりもさらに時代を降るもので、内装ボード下地には漆喰壁が残存することからも、第2期改造時点では、建築当初からの和風の内部意匠を引き継ぎ、内装仕上は、壁が土壁漆喰塗、床は在来工法による拭板敷、天井は竿縁天井とし、ペンキ塗りは施されていなかったことが判明した。

前述した正面の玄関ポーチが現在のような形式に改造を受けたのも、この時の増改築の際の一連の仕事と推察される（注19）。また、どのような必要性が生じたものかは不明ではあるが、この頃に主体部東側の既存の2階上がり口階段の改修が行われ、それまで階段下に設置してあった金庫を別な場所に移動し、北方から南方へ上がっていた階段を南北逆向きに上がるように付け替えている。（注20）

（4）第3期：戦後から現在まで（主として昭和34年と45年の改造時）

昭和34年の磐田家畜保健衛生所、昭和45年袋井市立図書館、平成元年の袋井市ボランティアセンターと、その都度必要に応じた増築あるいは改造がなされたものと考えられるが、個々にその改修時期と内容とを照合するに当たっては根拠に乏しいが、その中において昭和34年に磐田家畜保健衛生所となった時期に、主として大きな改造がなされたものとする。

その改造の主な内容としては、主体部背面の1間幅の庇に附属して3間四方の突出部を増築したこと（注21）、建物内部を全面的に内装しなおし、天井及び内壁を内装ボード張りのうえ、ペンキ塗りとしたことが挙げられる。これと同時に、建物はある時期に腐った柱の足元を切断して新たに新材で補修（根継）するような、大規模な修理が行われた経緯があり、現在も数本の柱足元の根継箇所が認められるが、これらの柱も含めて多くの主要な柱について、柱側面に張り被せ板が取り付けられていることから、おそらく磐田家畜保健衛生所としての改修時期にこのような大規模な補修が併せて行われたものと推察される。

主体部内部の改修としては、一室であった1階内部のうち、東から2間の位置に間仕切りを設け、東端の上がり口を塞いで天井ボードを張り、開架室床は市立図書館の頃に本の重さを支えるため、老朽化していた木製床を取り除き、山土を入れ床全面にコンクリートを流し込んでいる。現在みられる受付台は磐田家畜保健衛生所の頃に作り付けられ、東側の一部が市立図書館の時に取り払われている。床は一連の内装改修に併せて、全室の床をフローリング張りとしている（注22）。

主体部2階も同様に天井及び壁を内装ボード張り（注23）、床をフローリング張りとした他、東側にあった上がり口を塞ぐようにしてステージが作り付けられた（注24）。また、採光のためか、北面にあった6ヶ所の上げ下げ窓のうち、西よりの2間の窓枠を撤去して開口部を切り広げ、新たに引違戸に改めている。

西側に附属して新たに便所がそれまでのものの南側へ増築されたのはこの頃のものであろうか。西

翼突出部2階については、市立図書館の頃に学習室と市史編纂室との間の幅3尺の廊下をつぶして市史編纂室から使用する物入れに改修する一方、階段室境の物入れ西側1間を撤去して市史編纂室へ出入口とした。

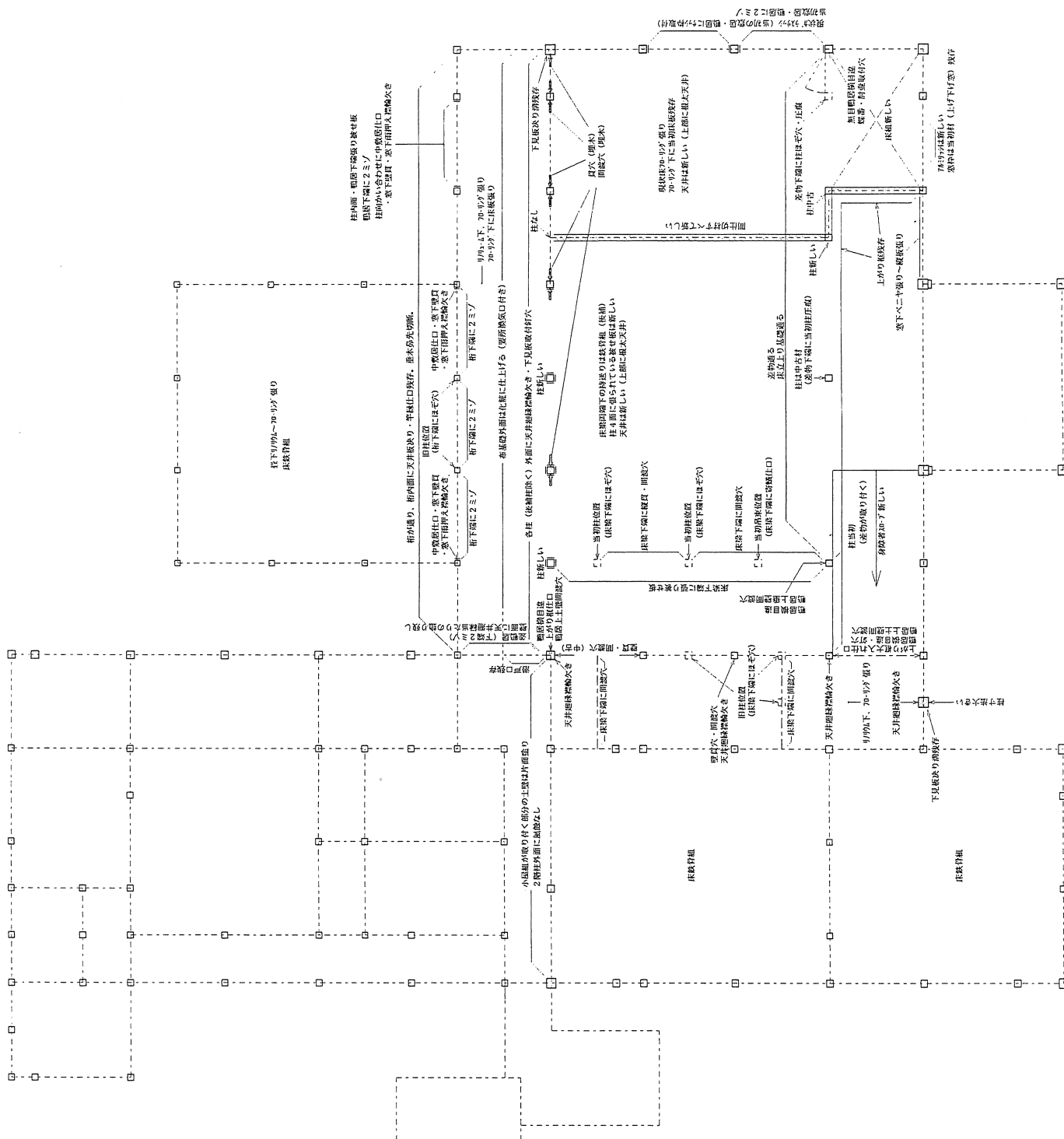
市ボランティアセンターとなると、建具をアルミサッシに入れ替えたり（注25）、玄関口土間の身障者用スロープの設置、床仕上げ材のリノリウム張り、参考書室・郷土資料室の畳敷き等、個々の用途・必要に応じてその都度改修が行われて現在に至っている。西翼背面の管理員室についても同様に、時代の変遷と共に生活周りの改修が行われているが、詳細は割愛する。

注釈

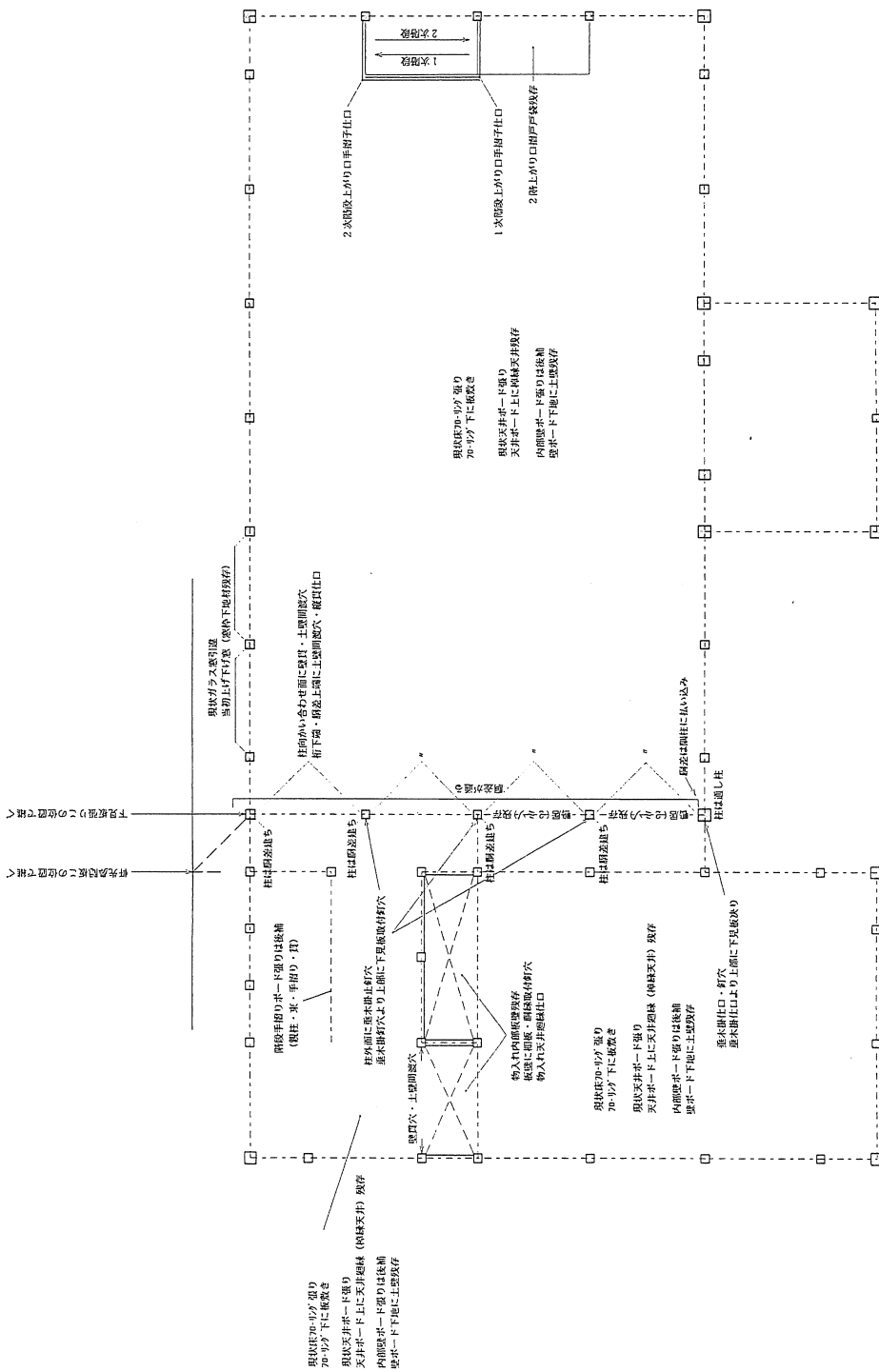
- 注1 現在の2階和室内部は全面が漆喰壁であるが、この漆喰壁を掻き落としたところ、和室北面、すなわち建築当初の主体部の外壁となる位置に下見板張りが残存し、この下見板には外部として風雨に晒されていた風食痕がみられた（写真9-15）。また、ポーチ上部の小屋組材はすべて当初材と比較して新しく、構造的に見ても当初の小屋構造に対して後から増設されていることは明らかである（写真8-15）。また、ポーチ小屋組を増設する以前の野地板上に瓦が葺かれていた土葺がそのままの状態に残存している（写真8-16）。以上により、現在の玄関ポーチの上部構造は全て後設であることが明らかである。一方、2階和室北面の胴差には床組材（大引・根太）仕口が（写真16-3）、2階和室北面の両隅柱にはパラペット状の部材の取付仕口がみられ（写真16-4）、正面玄関口上部には何らかの床を設け、踊り場としていたものと考えられる。この踊り場としては、手摺り等の痕跡はみられず、単に踊り場周囲にパラペットを廻していたと思われる。これと併せて、現在の玄関ポーチ前寄りの柱2本は通し柱ではなく、2階床位置の胴差を介して1階・2階部分に継がれており、この1階部分の柱が当初材と考えれば、当初の車寄せの平面規模については、現在と同様とも考えられる。ちなみに現在の主体部との境に建て込まれている引違戸は後補で、もともとは窓枠に蝶番の取付仕口が残されていることから、両開戸であったことがわかる。
- 注2 西端の太い柱は、本来であれば東側同様、平面的にL字に廻るように取り付けられるべき下見板の板溝が、L字ではなく柱の西面に下見板の板溝が残されている（写真6-10）。このことから、この南西隅柱の西側にはさらに建物の規模が延長されていたことが判る。さらに、この南西隅柱の西面上部（およそ現在の2階鴨居位置）には、垂木掛けを取り付けていたとみられる切り欠き及び釘穴（写真9-23、9-33）が、さらに同列の西側柱の外部には同様の高さに垂木掛けを打ち止めていた釘穴（写真9-E）がみられる。
- 注3 当初の主体部北東隅に相当する柱も前述同様にひとまわり太い柱を用い、この柱の側面には当初の外壁を示す痕跡である下見板の板溝がL字状にみられる。また、当初の背面側柱筋には、足元に布基礎が廻され、要所に設けられた床下換気口には化粧金具が用いられており、布基礎それ自体も打放し型枠を用いて外面が仕上げられている（写真6-34）。
- 注4 当初背面側柱には全て張り被せが取り付けられていたが、この被せ板を取り外したところ、新しく取り替えられていた柱2本を除き、柱側面に壁貫穴及び土壁の間渡穴（いずれも埋木、写真6-30）の他、柱外面には下見板を取り付けていた釘穴がみられる（写真6-31）。これらが全て土壁であったとは考えにくく、正面に残されるものと同様の上げ下げ窓があったとするのが妥当と思われる。第7間については、壁貫穴はみられず、鴨居及び上がり框の仕口が残されていた（写真7-9）。
- 注5 土間及び床との境には布基礎が立ち上がる。当初の床張り部分には全面にコンクリートが打ち込まれており、当初の床組の形式等については不明である。
- 注6 当初の側柱と考えられるこれらの柱には、外面に垂木掛けを打ち止めていた釘穴の痕跡がみられるほか垂木掛位置より上部には、下見板を打ち付けていたものとみられる釘穴の痕跡も残る（写真9-E）。小屋構造をみても、これらの柱筋の上部には当初の桁が残存し、当該位置においてトラス組、寄棟造の小屋組が一体部分として完結する（写真10-13、主体部桁断面図参照）。このことから、この位置が当初の主体部側柱筋と考えられる。

- 注7 現在の学習室西面の当初の隅柱を含む5本の柱のうち、正面の隅柱を除く4本は、2階床梁上に組んだ胴差上に建ち、通し柱ではない（写真9-35、図面参照）。この胴差は、正面の隅柱に対して払い込みに納められており、建築当初の仕事としては疑問が残る。
- 注8 現在の児童室の天井及び2階の学習室ステージを取り外したところ、開口部及び手摺りの痕跡が発見された（写真7-7、7-27）。開口部は東側より幅3尺、北より第2間に設けられていた。
- 注9 これらの柱各々の向かい合わせ面には壁貫穴及び土壁の間渡穴が、また、敷居（胴差より造り出し）上端及び上部の桁下端にも同様に間渡穴及び縦貫の仕口が残されている（写真9-29、9-31）。
- 注10 写真9-10参照。柱見え掛かり部はすべて台鉋仕上げ。
- 注11 根太天井材はすべて見え掛かりを台鉋仕上げとし、表面はいずれも煤けていた（写真6-1）。
- 注12 現在のボード天井は、当初の竿縁天井に直に取り付けたものであった。
- 注13 単純に建築面積について比較すれば、建築当初の面積が不明な範囲を除いて大雑把に8,650円/56坪であるのに対して、これらすべてが昭和7年の増築であったとすると、2,105円/59坪となり、単純な数字の上での比較としては整合しない。
- 注14 注9関連。柱向かい合わせ面に残る壁貫穴及び間渡穴、敷居上端の間渡穴及び縦貫穴はいずれも埋木されている（写真8-8）。まら、主体部西面の4間にはいずれも鴨居が残存している（うち北側の2間は現在も出入口の鴨居として使用）。
- 注15 幅3尺の廊下として、竿縁天井及び漆喰壁が残る（写真8-12）。現在は市史編纂室から使用する物入れに改造されているが、増築当時の物入れ内部の造作は漆喰壁とせず、板壁とするのが本来の仕事である（注16関連）。
- 注16 写真8-11参照。当時の物入れ～階段室境の柱向かい合わせ面には壁貫穴及び土壁間渡穴が残存している。これと並ぶ右側の幅1間半の物入れ内部は増築当時の仕事で、内部の内装ボード下地に物入れ内部の壁板が残存する。これと同様の板壁が同位置にも残存し、この板壁には棚板胴縁を打ち止めていた圧痕と釘穴がみられるほか、物入れ天井廻縁仕口も残される。現在の出入口鴨居は、物入れ当時の鴨居をそのままに使用している。
- 注17 後方の平家建部分の母屋・棟木等の小屋組材は西翼の2階部分に各々取り付くが、これらの部材間の納まりが良いこと、これらの小屋懐となる部分の土壁は2階部分からの片面塗りで、小屋懐に隠れる柱の外面には風蝕がみられないこと（写真10-32）等による。
- 注18 3間四方の突出部境にも側柱上部としての一連の桁が通り、該当位置の軒（垂木）を切断して突出部を増築している。この桁下端には1間毎に2ヶ所、柱の納穴が残存するとともに、柱間には欄間建具の2本溝が残る。また、突出部を付設した際に取り外した柱2本は残存しないため、3間のうち中央1間の柱間装置については推定に依らざるを得ないが、両脇の2間については、残存する柱に張り被せ板が取り付けられており、これを取り外したところ、中敷居の釘穴・窓下の壁貫及び土壁間渡穴・窓下雨押えの襟輪欠き仕口が、それぞれ残されていた（写真7-1）。1間幅庇の北面、東より第2間は現在は出入口であるが、柱向かい合わせ面に張り被せ板が取り付けられており、同様の痕跡がみられた（写真10-22、10-26）。ちなみに、この庇外部の窓及び建具の意匠は、西翼突出部の窓のそれと一致し（写真2-24）、一連の増築になるものであることの傍証と考えられる。
- 注19 明確な根拠に乏しいが、内部のペンキ塗りの有無を根拠とした。主体部及び西翼突出部の内部はこの時期にはペンキ塗りが施されていなかったことは前項で述べたが、玄関ポーチ2階内部は和風の意匠でまとめられており、また、現状においてもなお木部のペンキ塗りが施されていないことを併せ考えると、玄関ポーチ2階は一連の意匠として意図されたものと推察される。
- 注20 写真7-27。上がり口手摺りの痕跡が2様みられた。
- 注21 突出部が後の増築によるものである根拠については注18参照。増築の時期については根拠を欠くが、静岡県磐田家畜保健衛生所に当時勤務者の記憶によると、事務量の増加から、新たな課を設けたことにより、その事務スペースを確保するための増築であったとのことである。
- 注22 写真3-2、1-24、4-21他参照。古い床板の上から新たに張り重ねたもので、これらフローリング下地には以前の床板（場所により当初材）が残存していた。西翼突出部も同様。
- 注23 写真9-9、9-10参照。当初の上げ下げ窓の窓枠には内装ボードの見切縁を取り付けているが、当初の窓枠材が内装ボード下に隠れる位置はペンキ塗りが施されておらず素木のままで、部材表面は煤けている。内装ボード下地は土壁で、黄褐色の仕上塗りが施されていた。
- 注24 写真7-7。磐田家畜保健衛生所の設備として、外部講師による講演会など開催するためステージが必要となったために設置する。
- 注25 主体部1階東面には、現在アルミサッシが建て込まれているが、アルミサッシ枠を取り外したところ、2本溝のある当初の鴨居・敷居がみられた。また、取り外した当初のガラス戸は別の場所に保管されていた（写真2-20、10-30参照）。

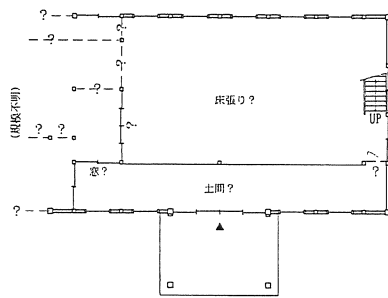
痕跡図 (1階)



痕跡図 (2階)

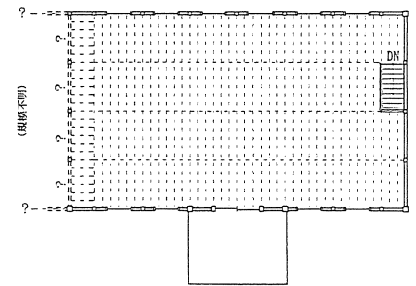


変遷図

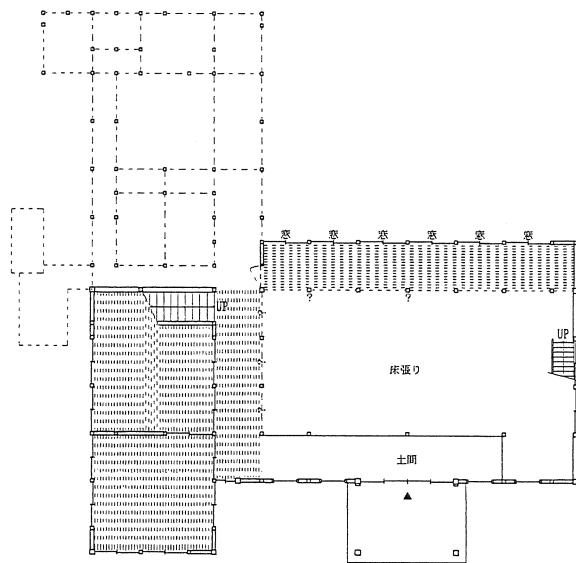


(1 階)

第 1 期
建築当初 (大正12)

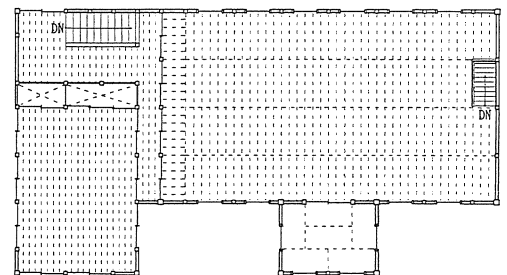


(2 階)

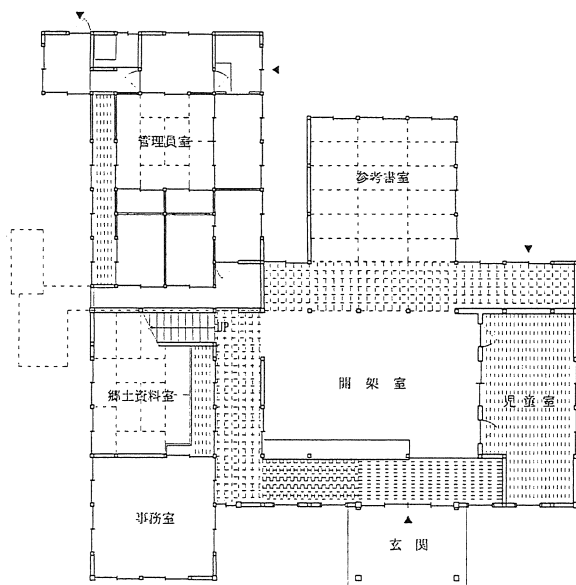


(1 階)

第 2 期
(戦前頃)

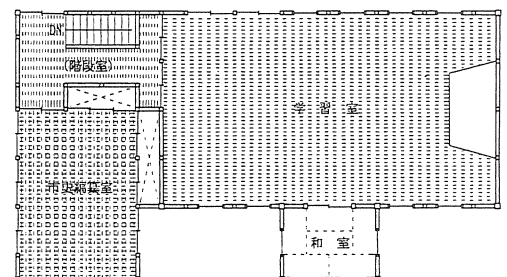


(2 階)



(1 階)

第 3 期
(戦後～現在まで)



(2 階)

2. 建物の調査

(1) 平面計画

当初の平面は、7間×4間を主体部とし建設され、正面中央に車寄せ（2間）が設けられている。1間の寸法は1.818m（6尺）と実測され、各部材及び柱間寸法は現在の尺度と相違しておらず、後補の増設部においても既存建物の柱間を用いて変化していない。

車寄せの規模は、2間×1.5間で、当初より存在していたと思われる（1階のみ）。

当初の間取りについては、平面変遷図に示すとおりで、玄関、階段位置などを除くと後世の改造が大きく、使用目的に合わせ変更されているので、当初の平面は不明確な点が多い。また、正面左側（1階）については、主体部に接続した痕跡により、1階のみ更に突出部があったことが伺える（村長室か？）。

2階は東側階段により上がる形式で、内部は間仕切りの痕跡はなく一室となる可能性が大きい。

(2) 構造（主体部）

桁行7間、梁間4間、二階建、寄棟造、棧瓦葺、正面車寄付

軸部の構造は、建物周囲と部屋境に土台を廻し、隅柱・側柱、（通し柱）をホゾ差しに建て、頂部四周に桁をホゾ差しにのせる。1階の天井梁は各柱間に6本を架け、根太天井とし、2階桁部では側柱内側に陸梁5本を入れ、梁間を緊結しており、床部、1階天井部、2階桁位置で固め、側柱は1、2階とも3通りの壁、貫を用いる構造としている。

小屋組構造は、梁間では、側柱間に陸梁を架け、棟中央に真束を建て、トラス組とするが、陸梁は和風的な丸太挽材を用い、両端側桁に渡腿に収め、真束の下端を陸梁、ホゾ差し、頂部はトラス材を「わなぎこみ」又、筋違を「わなぎこみ」真束、トラス間に入れ、各接合部は金物で緊結している。

小屋組は前期のもののほか真束が棟真の両端に建ち、この間を繫梁（二重）を架け、小屋束を建て、棟木を受ける形式のものがある。トラス、筋違とも、工法的には同形式であるから、新旧の差は認められない。母屋割付は各トラス組とも流れ面4つ割で3本渡腿にのる。いずれも主体部の小屋組は当初材である。

(3) 基礎の技法

建築当初の基礎は、普通型枠コンクリート打ちの上、上部をモルタル金コテ面取り仕上げとしている。なお、型枠仕様は基礎中心に丸太杭（径約65mm、間隔約1.5m）を建て、両側板を並べて、その外側にも板が倒れないように添丸太を建て、縄等で縛り固定したと思われる（東・北側で確認 写真19-6、19-8）。

コンクリートの厚みは180mm、モルタル塗厚は6mm、面取りは10mmである。また東・西側に各々1ヶ所、北側に2ヶ所の通気孔（鋳鉄製、蔓草模様、幅250mm、高210mm）が設けられている（写真18-22、19-9）。

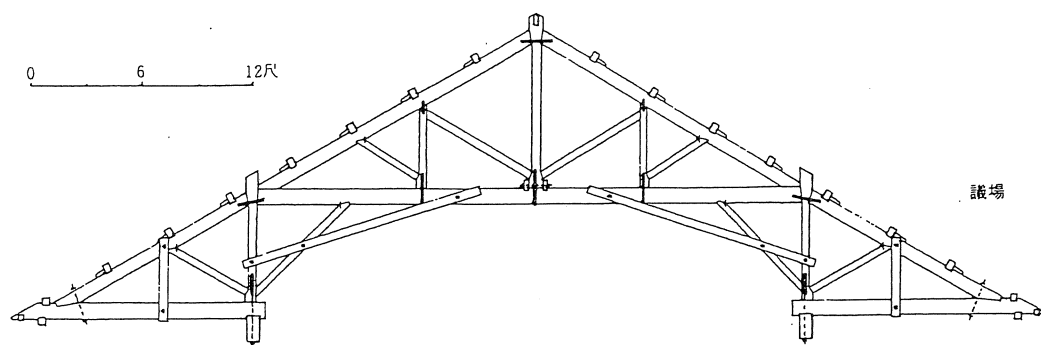
内部床組は大引束立て独立基礎としている。四隅柱は基礎立てとし、土台は蟻ホゾ差しとなっている。（写真19-4、19-5）管柱は土台にホゾ差しとし（抜きホゾにはなっていない）、土台は鎌継としている（写真19-2、19-3）。

第2期築造部分は、北側をコンクリートブロック積みとし、西側を布基礎コンクリートとしている。この時、東側階段登り口付近に、金庫を置くためのコンクリート基礎を設け、そのため階段登り口を北側へ変更したと思われる。外部面には各部屋1ヶ所通気孔（鋳鉄製、菱文様、幅300mm、高さ150mm）が設けられている。

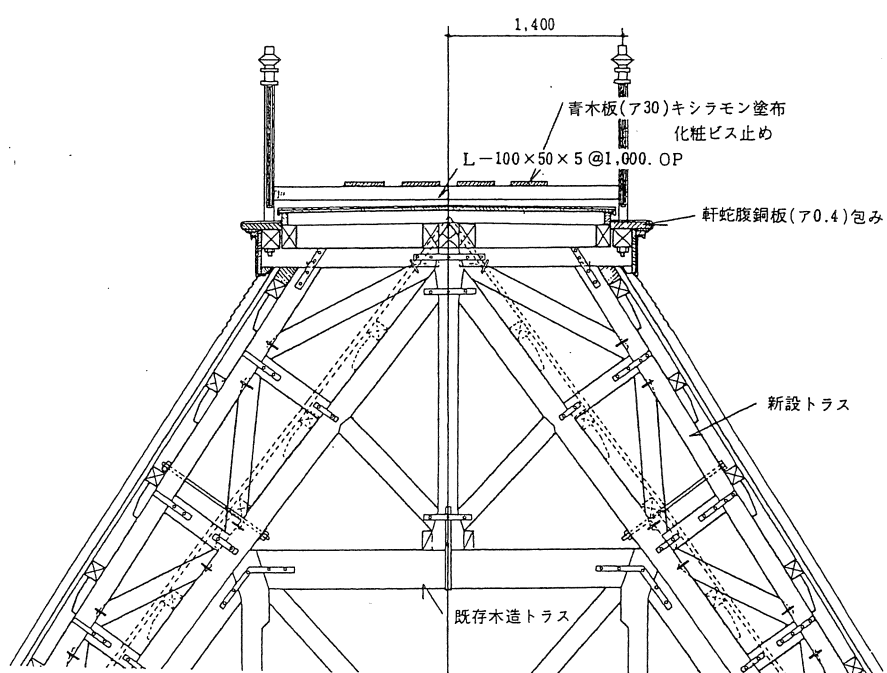
郷土資料室基礎内側には、地下室と思われるコンクリート壁（厚約320mm）があり、南東に地下へのコンクリート製階段が設けられ、また北西には西側へ延びている通路が確認されるが、現在床下には山土が埋め戻されているため、確認できない。

第3期築造部分は、各処に布基礎が乱列しており、幾度も増改築されたと考えられる。

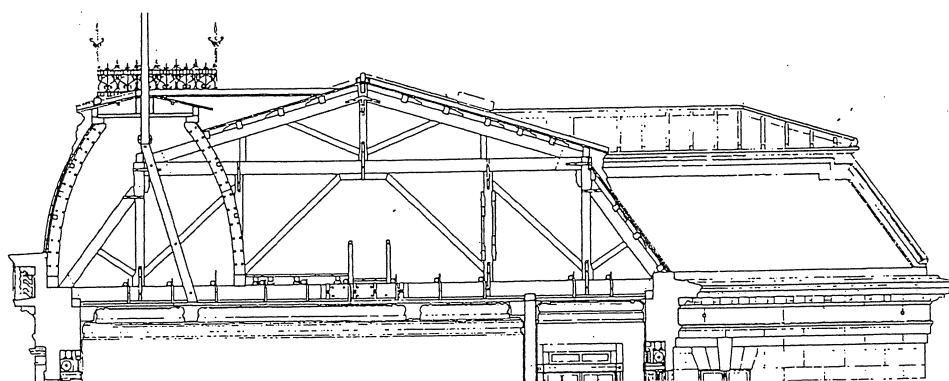
キングポストのトラス構造を使用した類例



重文山形県会議議事堂

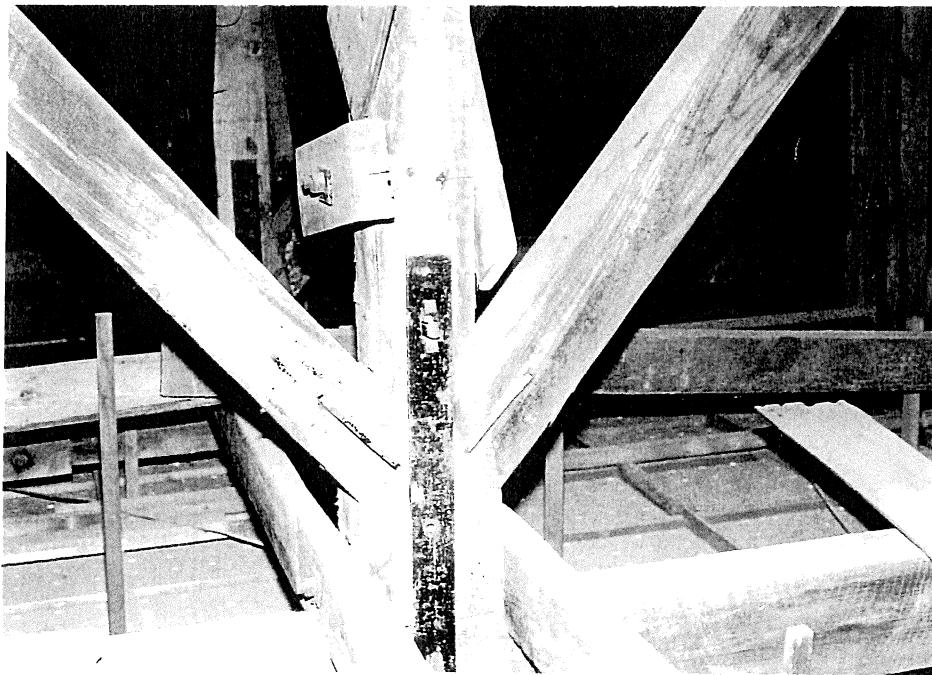
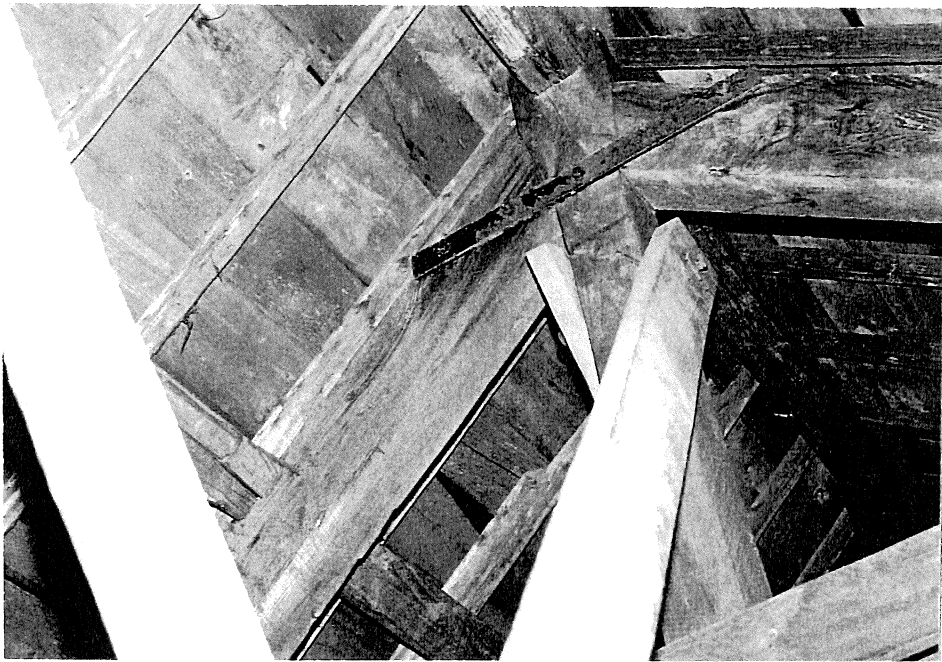
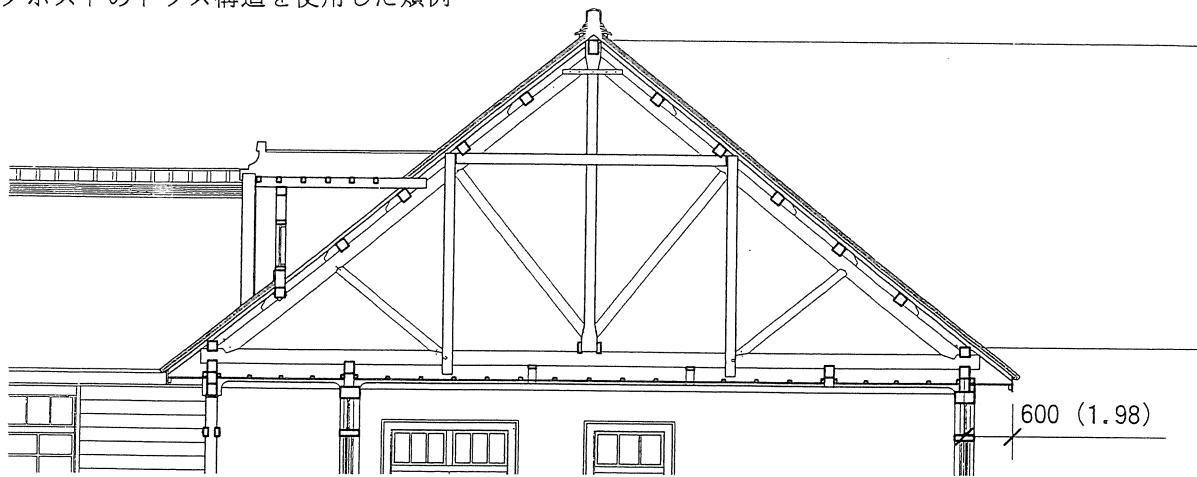


重文北海道庁旧本庁舎復原



重文旧日本郵船株式会社小樽支店

キングポストのトラス構造を使用した類例



日本大学国際学部記念館

主体部背面の痕跡（開架室）

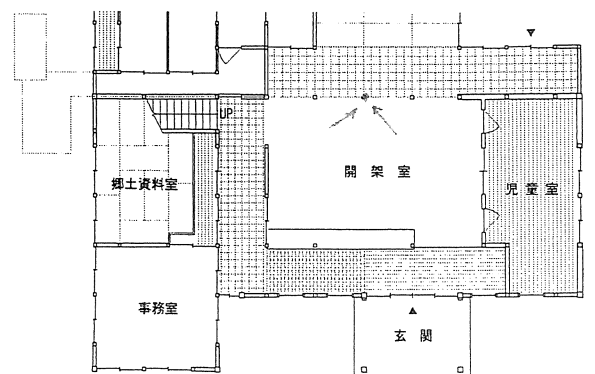
現状の柱は四方共張板に化粧されペイント塗装とされていた。

この筋の柱は当初柱が現存していたが、2本新材（杉）とされていた。

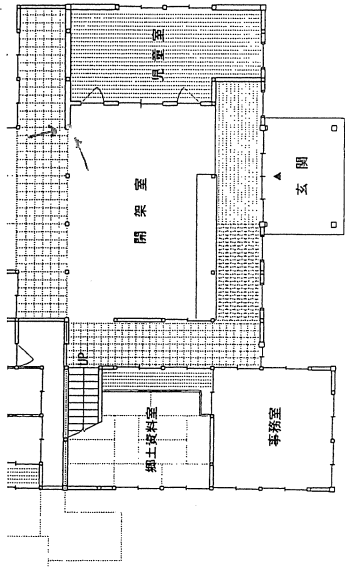
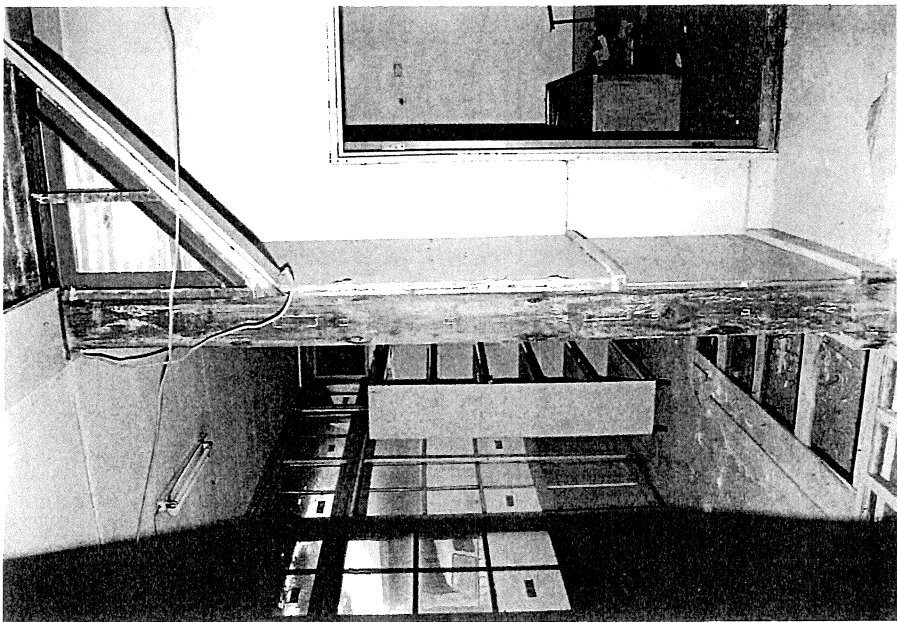
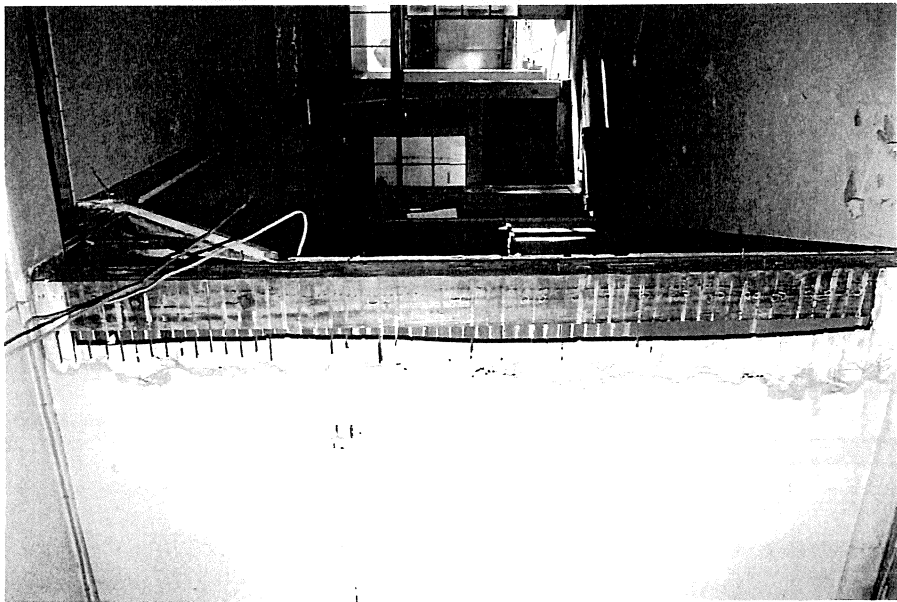
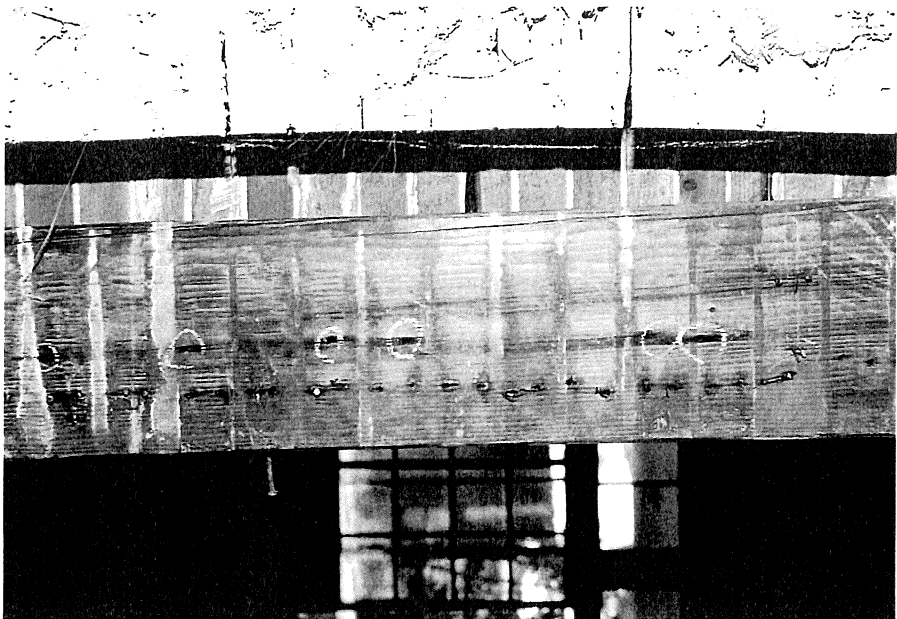
当初柱の向かい合わせ面の痕跡は同一のものが確認され、柱下部に足固貫、内法位置に内法貫、この中間に腰貫を貫通した穴があり、更にこの貫間に間渡し穴があり、土壁であったことがわかる。柱間は不明であるが、形式、様式上この位置には上げ下げ窓が配置されたと考えられる。

柱外面は当初の下見板壁を止めた釘跡があり、当初の主体部の建物範囲はここで終わり、現在のものは増設されたものである。

この下部にあるコンクリート基礎も表面が鍍仕上げされ、また換気孔金具も装飾的なものでここで建物が終わっていたことを裏付けている。この柱筋の隅柱の形式も、これ以上増設していないことを示している形式となっている。



主体部背面の痕跡写真



(1 階)

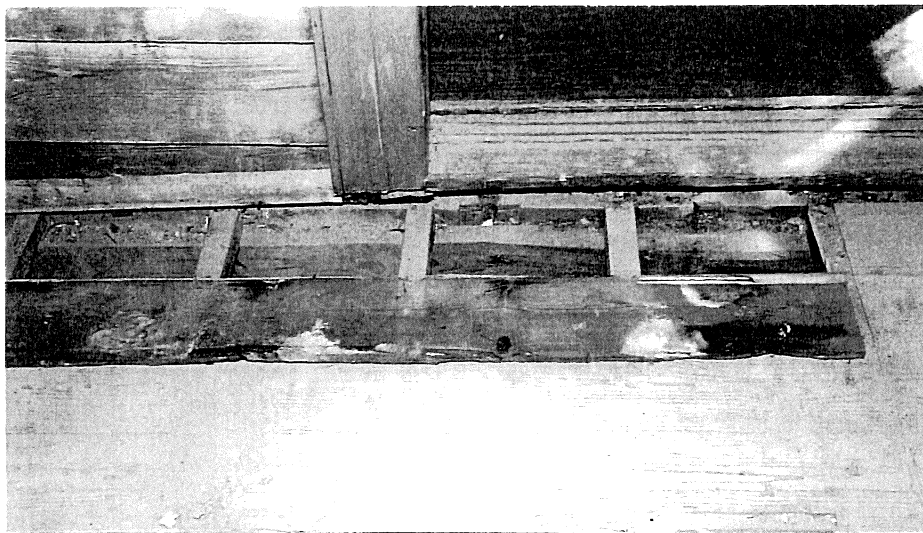
車寄せ（ポーチ）の当初形式

現在の車寄せは、後世の改造によるもので、痕跡から判断すると、簡単な車寄せが1階のみに取り付けられていたと考えられる。

※ 痕跡の状態

1. 現状の車寄せ柱（2本）とこれに取り付く柱内側に面する天井造作材は当初材。
2. 車寄せの取り付け胴差梁に大引・根太の欠跡（大入れ）となった仕口が残る。
3. 現状の中間庇屋根が取り付け主体部の壁面に下見板を切り取り新たに庇を取り付けた痕跡が残る。
4. 主体部2階の軒先が切断され、車寄せ部の桁が後に挿入されている。またこの部分の軒先はすべて切断（垂木）されている。
5. 車寄せ小屋組材は主体部と比較して工法が相違し、材料も新しい。
6. 周囲に手摺のついた痕跡はない。

以上の痕跡から、1階のみの車寄せで、手摺りなどではなく簡単な屋根状の形状のものと考えられる。



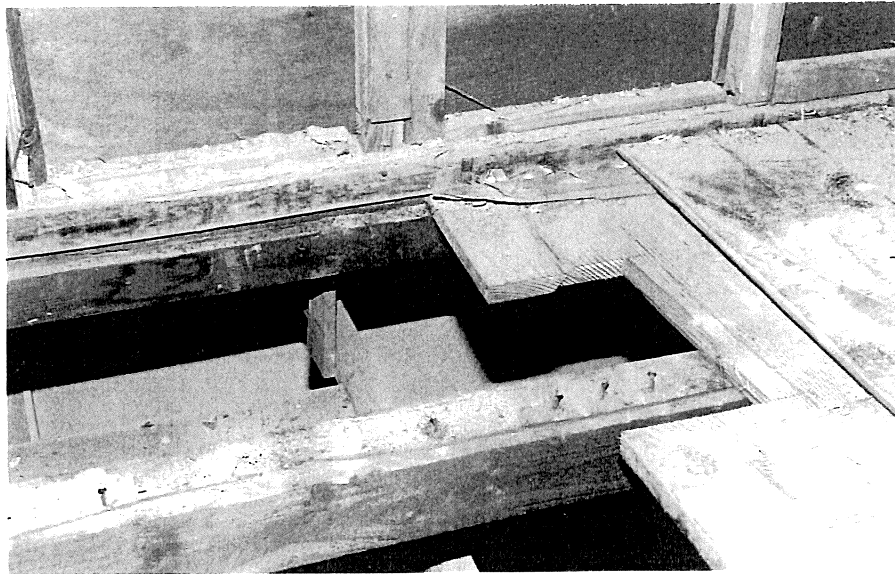
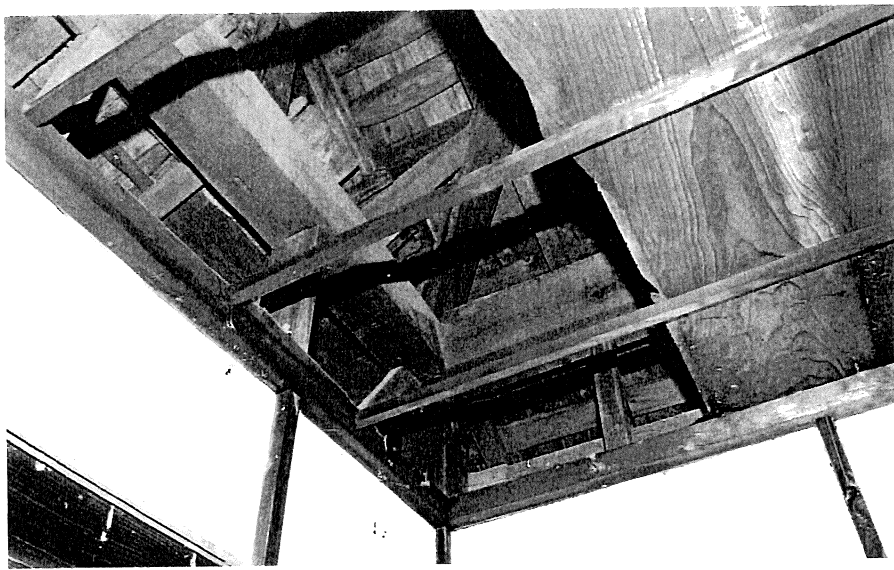
(4) 床組・天井の技法

1階に残る床組は、主体部では、児童室に現存しているが、後世の改造によって変更されており、当初の床組は存在しない。背面の廊下についても、主体部より外側に増設されたもので近世の材料・工法で非常に新しいものである。

この他の内部の床はコンクリート又は板張りに変更され、当初の1階床組の詳細部分が判る部分はなくなっている。

2階床組（1階天井）は当初材のまま現存している。（化粧合板で覆われていた）各柱間の梁間に架かる陸梁間に根太を大入れに欠き入れ、上部を床板張りとした簡素なもので床板は突き付け、脳天釘打、1階からは根太と床板が見える化粧天井となっていた（塗装はなく素木造りであった）。

2階天井は化粧板張りとなっていたが、この裏に当初の天井があり、竿縁天井で桁行筋に竿縁、梁間を天井板張りとしている（羽重ね張り）。



(5) 壁・造作の技法

各壁面の仕上げは別表に示した通りで、外壁は当初からの変更はなく、下見板張りとなされ、内部は塗り替えが施され、また合板張りへと改造されていた。これらの壁面を解体すると、後補の壁面の下から当初壁の仕様が確認できるので、各部位の仕様・工法を記す。

1 階天井桁位置

この部分の木摺は比較的新しく、すべて洋釘で止められ、工法的にも現在の仕様と変わらない。天井桁表面に木摺を打ち、漆喰壁（下地・上塗り）としているから、桁表面は鉋仕上げとなされ、当初は白木で壁は塗られていない。補強の際に、鉄骨を入れこれらを覆い隠す為に壁を塗っている。またこの上をペイント塗りとしていた。

当初の側柱筋の壁

当初の筋側の壁は竹で小舞を掻き、荒壁土を塗っている。この工法はすべての柱間で共通した仕様で、日本古来の在来壁工法を用いている。荒壁塗り、むら直し後、砂漆喰をかけ、更に中塗り土を塗り、上塗りの漆喰で仕上げている。後補の部分では土壁とはです前記の木摺、漆喰塗りとなされている。

改造部分の壁

柱間の土壁（下地とも）を撤去して、新たに間柱に木摺を打ち、漆喰壁とした状態。旧柱には現状の木摺釘打穴とそれ以前（当初）の釘穴があり、以前も壁面であったことがわかる。

改造部分の壁（ポーチ脇間）

元は竹小舞及び壁貫に釘跡があることから、土壁であり破損したため縦板で養生し、更に合板を張りペイント仕上げされていた。外側にも小舞を仮打ちし、補修している。

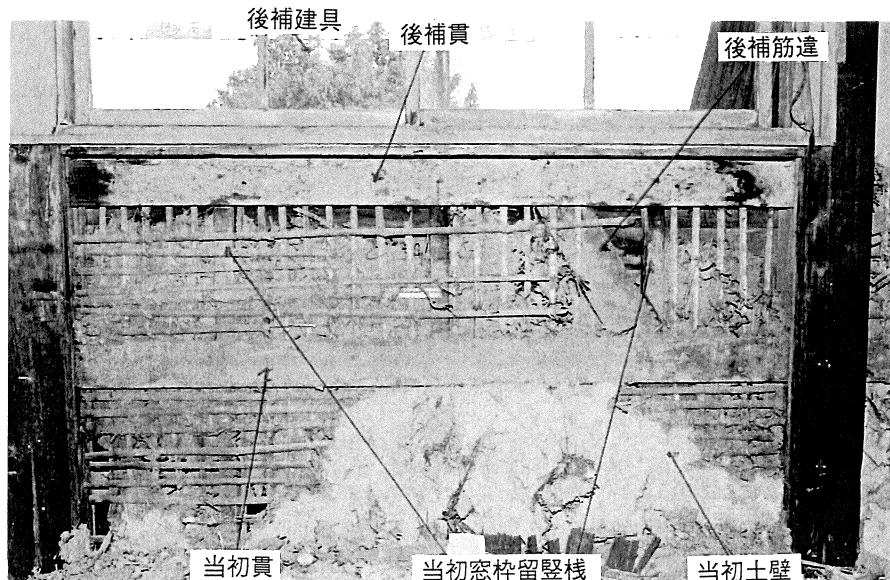
2 階背面の改造された壁面

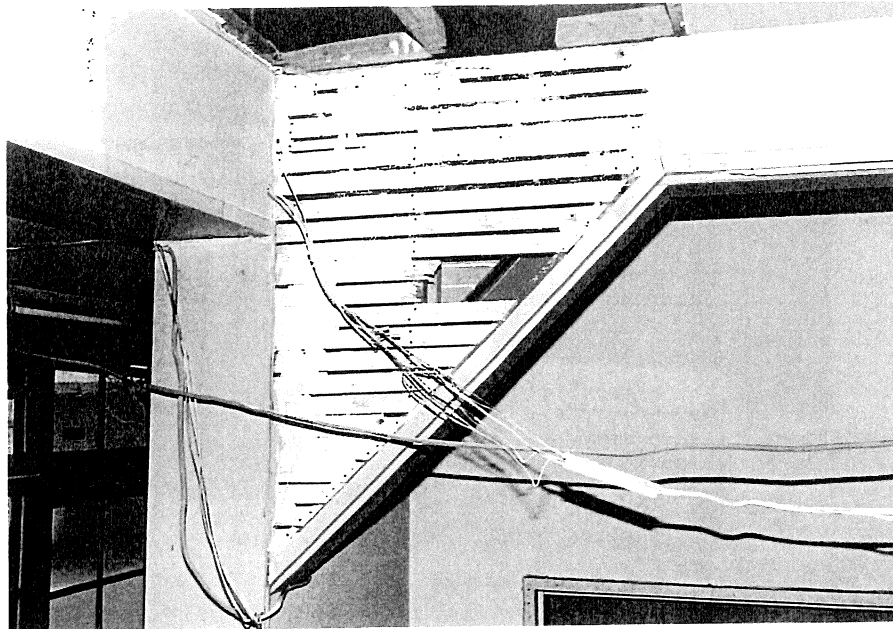
現在ガラス戸引違、下部壁となっているが、敷居下の壁面には当初の土壁が現存している。他の部分（当初）と同様に竹小舞、荒壁塗りとなり、小舞竹を各貫に止めている。敷居より、上部の建具は後補であり、壁中に筋違が入り補強されている。筋違外側の縦棧は当初の窓枠留材であり、ここに上げ下げ窓が入っていたことが確認できる。

主体部背面に後設された壁面

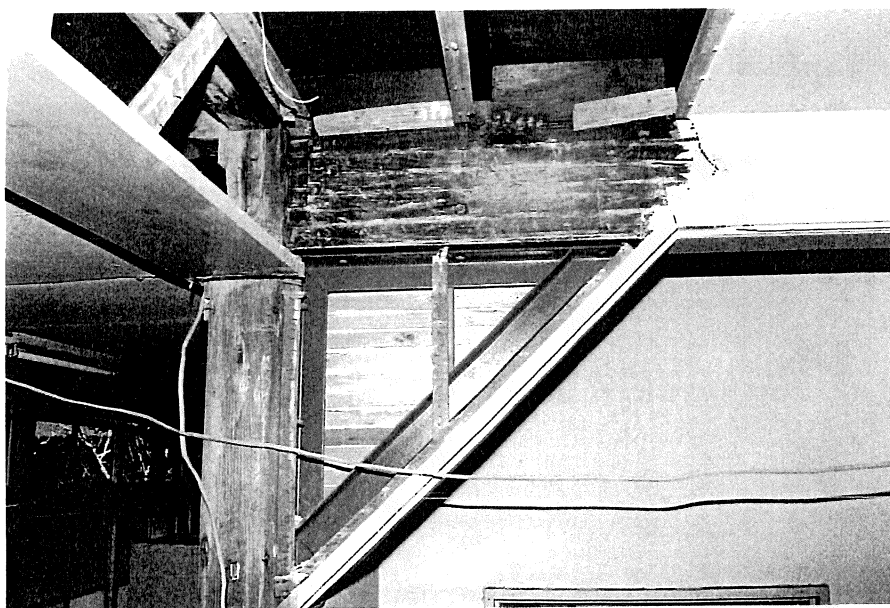
下地は木摺ではなく小舞を使用、小舞は別の板を割り、洋釘留めとなされ、荒壁土、中塗り土、漆喰塗り、下地に砂漆喰を使用している。

壁の技法（2 階背面側の改造された壁面）

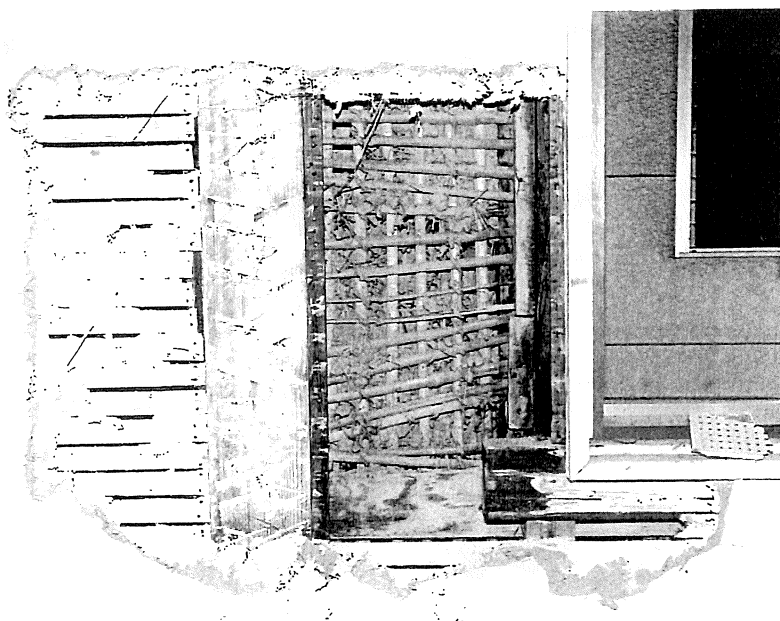




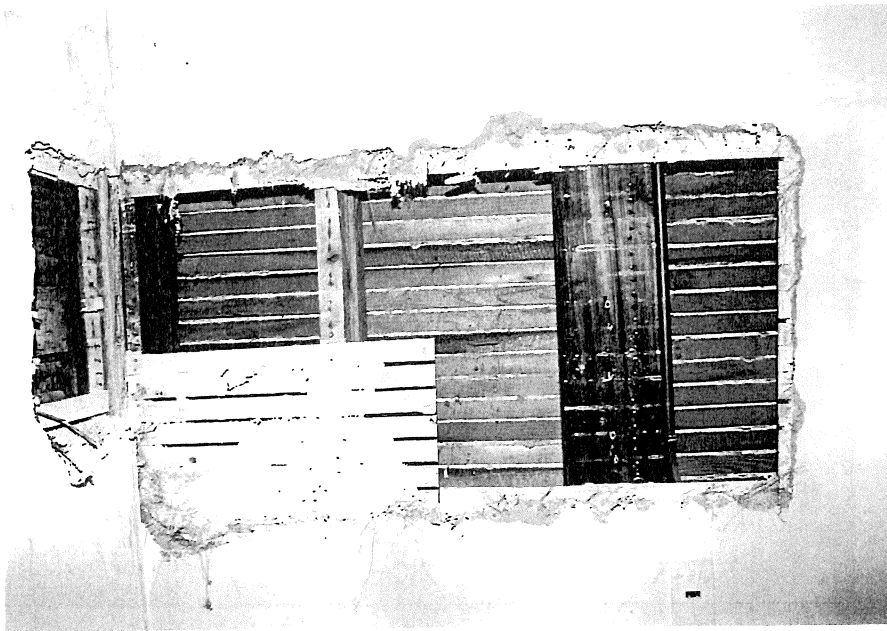
一階天井桁位置



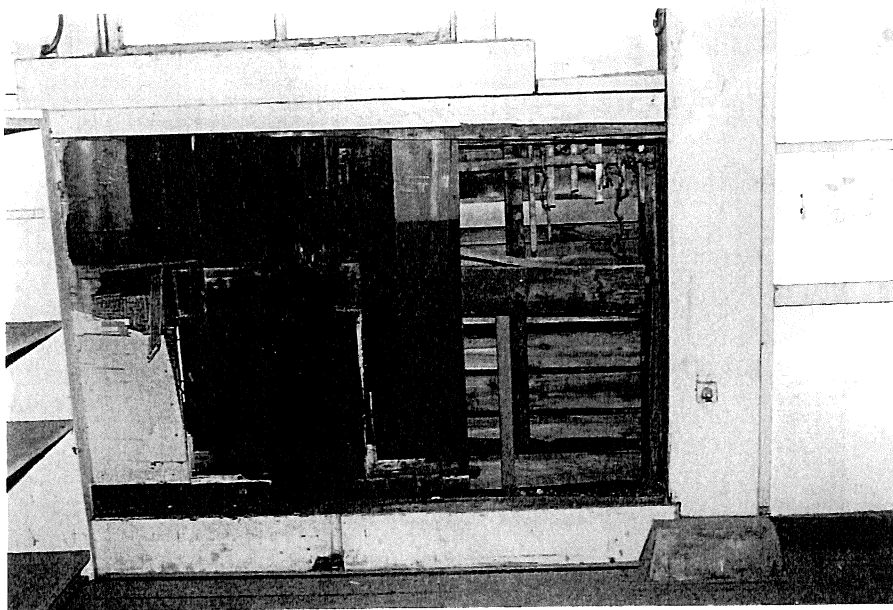
当初の側柱筋の壁



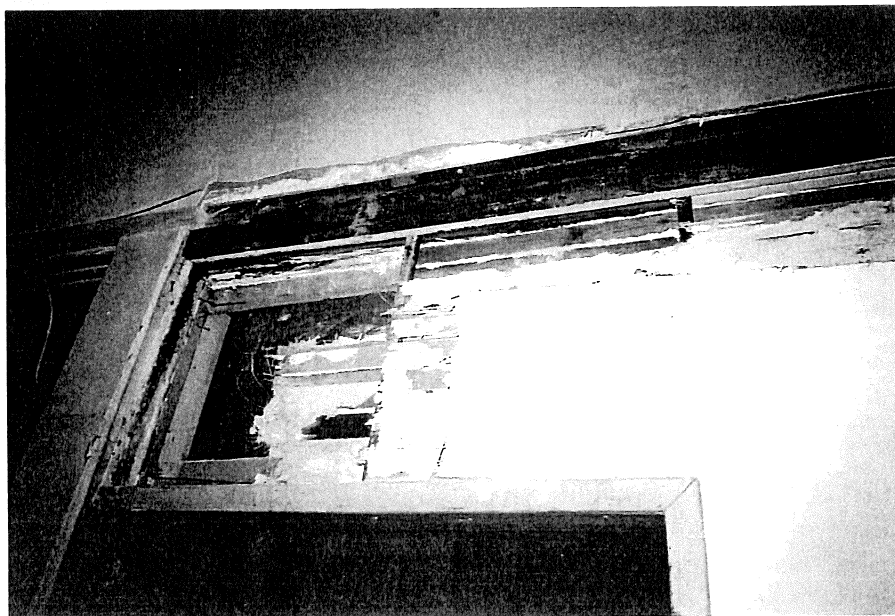
改造部分の壁



改造部分の壁
(ポーチ脇間)



主体部背側に
後設された壁面



(6) 建具の技法

当初の建具

当初のものでは、外部に接する上げ下げ窓がある。高さ1800mm、幅940mm内に、上下に高さ853mm、幅754mmの窓を2つ入れる。1枚の窓は、四周の棧に、中棧を十字に組み、4枚のガラスを入れる。四周の棧は幅35mm、厚さ33mmとして、6mmの面を内面にとる。中棧は20mm角で八角形とし内側の一角を欠き取りこの位置に高さ390mm、幅340mmのガラスを入れる。

横棧は1枚の平ほぞとし、高さ25mm、幅10mmで3箇所留める。間柱で左右を固め、貫または間柱にとめた横木を窓台としている。上げ下げ窓時代区分は図のとおりであり、ほぼ一時期に作られているようである。

内部の間仕切りの引き違い戸、正面玄関の引き違い戸は、主に増築部分に使用されている。高さ1800mm、幅860mmで、四周に棧に、下端から600mm（約1/3）のところに腰棧を入れ、上段は中棧を十字に組み、ガラスを入れる。下段は腰板を入れる。

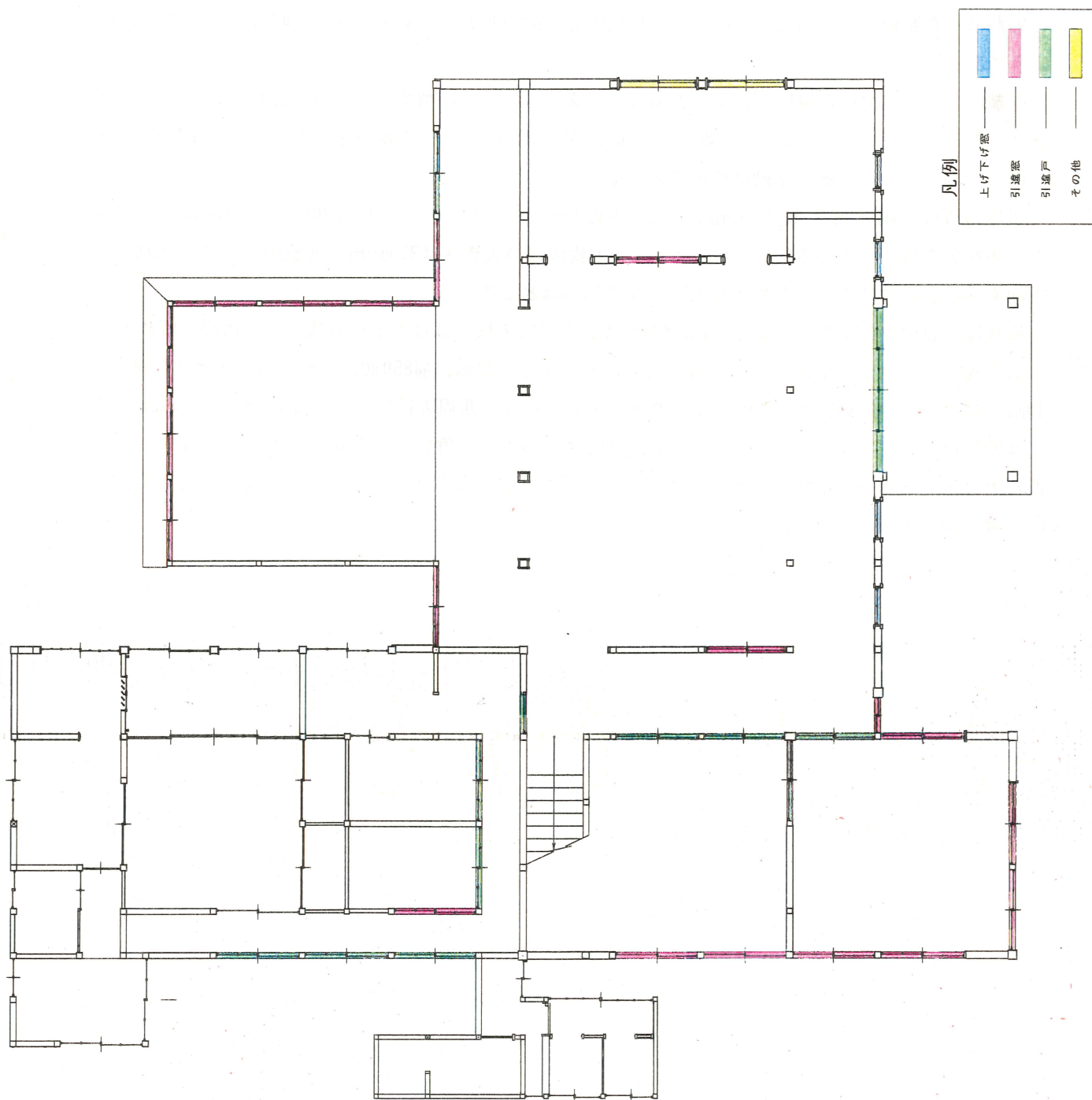
四周の棧は、幅450mm、厚さ310mmとして、5mmの面を内面にとり、中棧は20mm角で八角形とし内側の一角を欠き取りこの位置にガラスを入れる。1枚の窓の大きさは370mm角で4枚のガラスを入れる。正面玄関の引き戸はガラス6枚入りとし、高さ1900mmとしている。

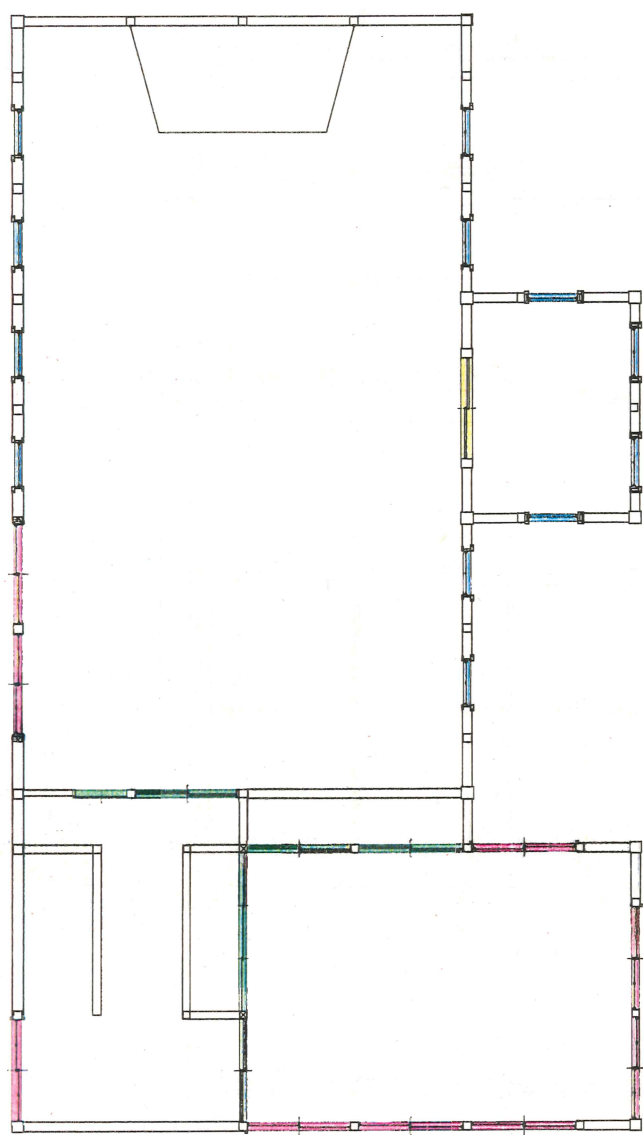
横棧は1枚の平ほぞとし、高さ40mm、幅7mmで、すべての棧ではなく上下腰棧の3箇所のみ留める。

引き違い窓は、主に増築部分に使用されている。高さ1200mm、幅850mm、1枚の窓の大きさは高さ340mm、幅380mmで中棧を十字に組み4枚のガラスを入れる。四周の棧の上下は幅46mm、厚さ30mm、左右は幅37mmとして、5mmの面を内側にとり、中棧は36mm角で八角形とし内側の一角に欠き取りこの位置にガラスを入れる。横棧は平ほぞ留めとし、上下は2枚で高さ26mm、幅10mm、中棧は1枚で高さ20mm、幅10mmとする。

1 階建具位置図

1 F 建具位置

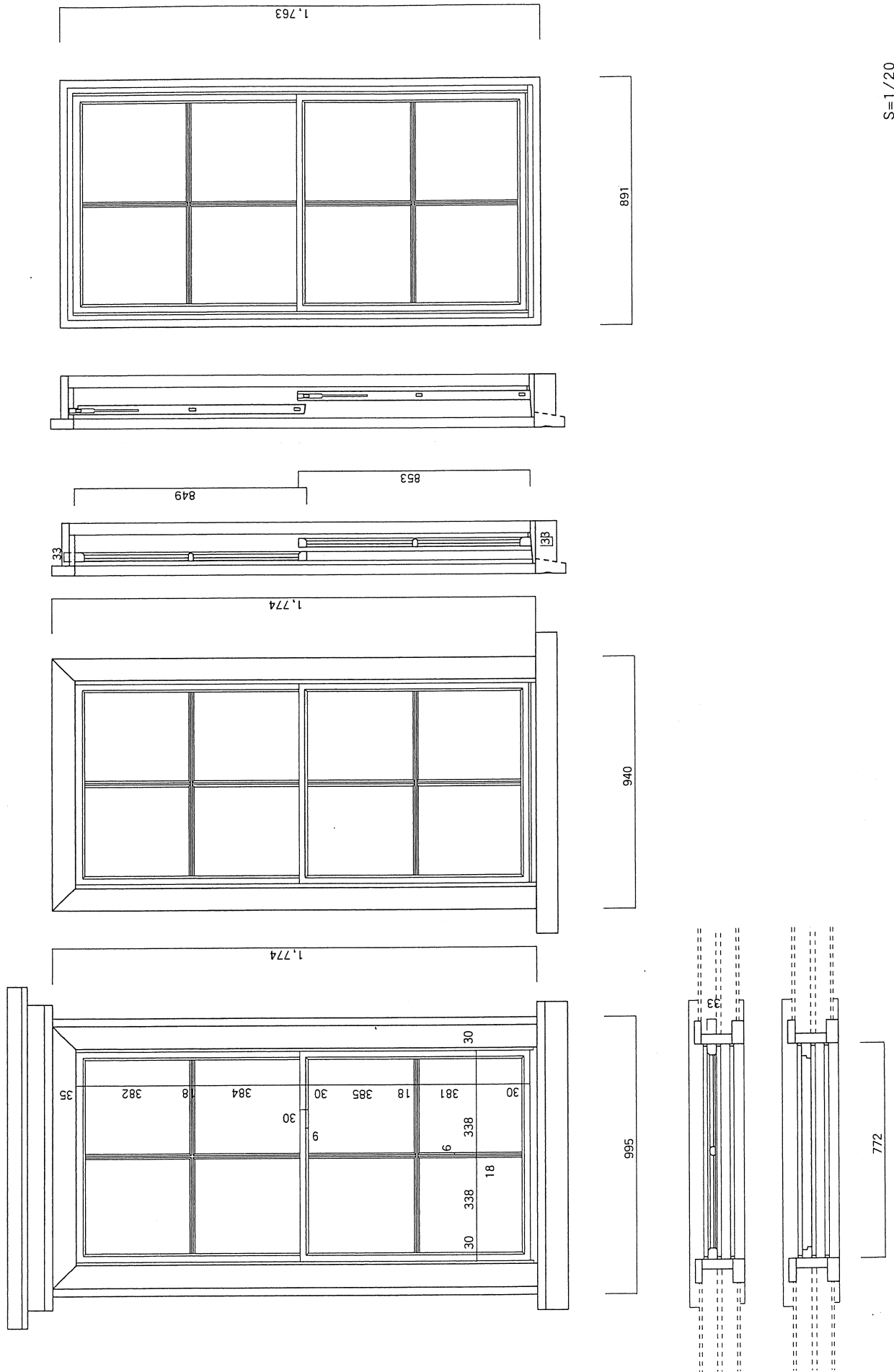




凡例

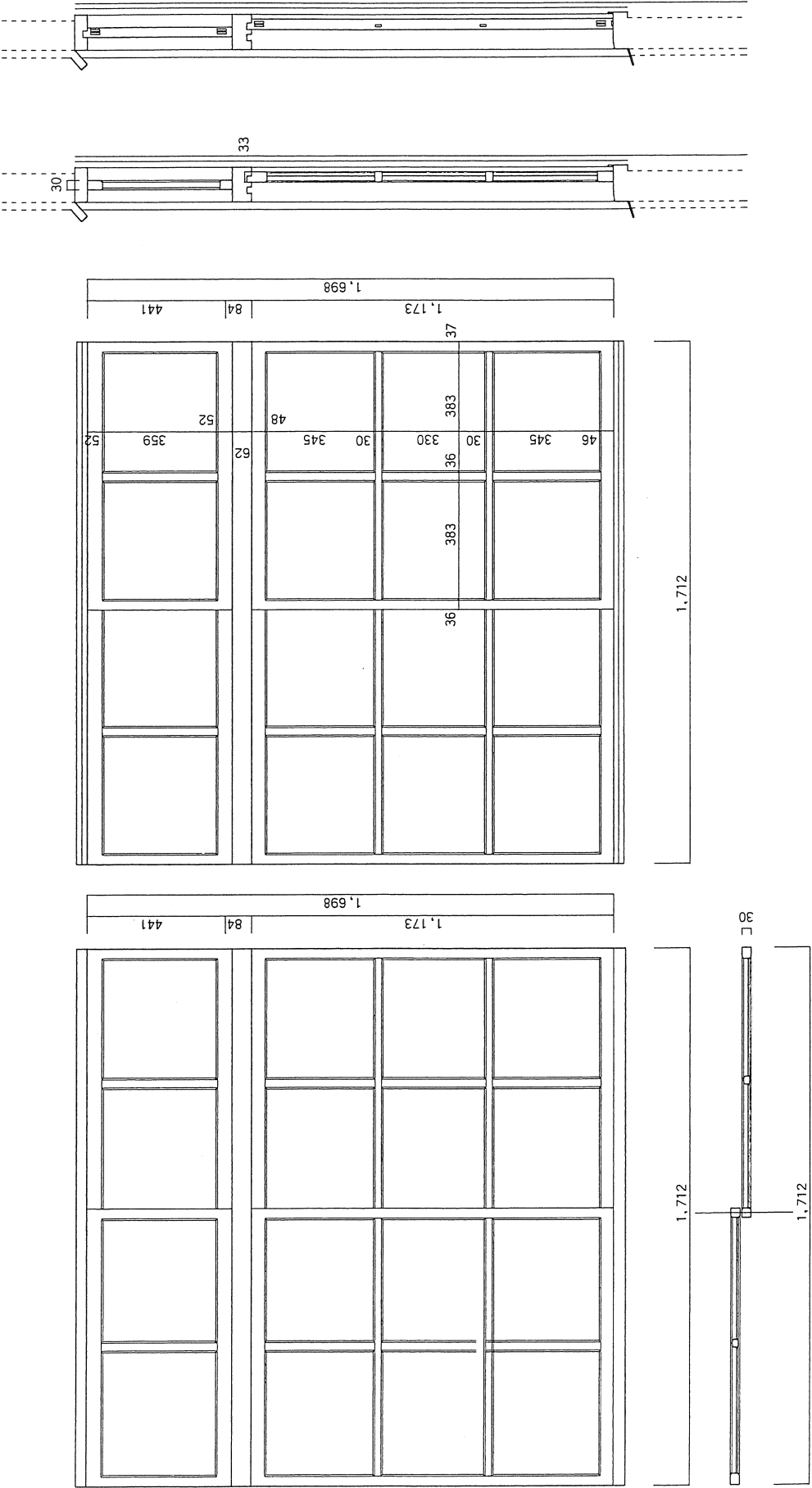
——	上げ下げ窓
——	引違窓
——	引違戸
——	その他

上げ下げ窓実測図

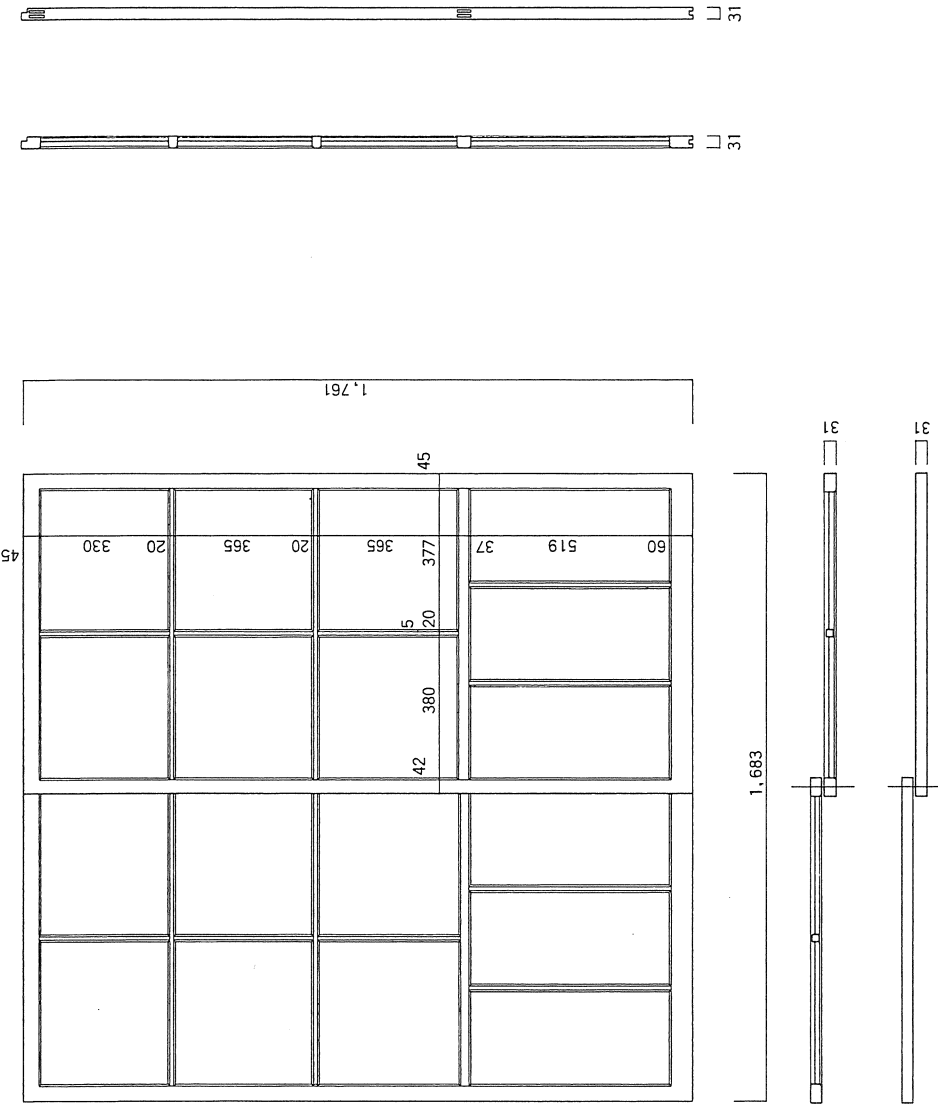


S=1/20

引違窓実測図



S=1/20



(7) 屋根の技法

小舞野地（厚さ4分、幅2寸5分～3分、ノタ付）は、垂木（1寸5分角）に打ち付け、杉皮敷（長さ3尺、重ね代3寸）としている。

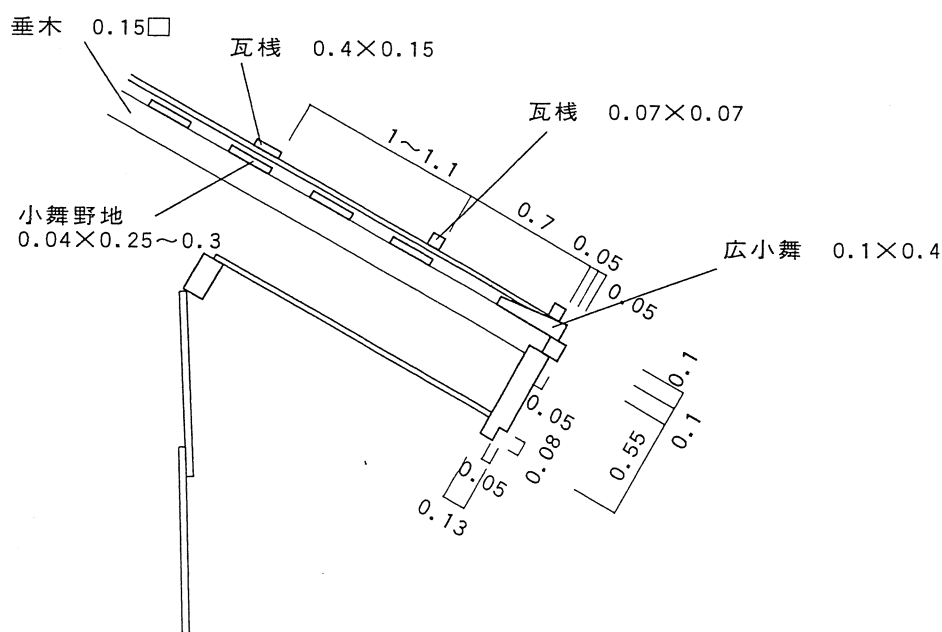
軒先の棧は、2種類ある。2通りは7分角、3通りからは厚さ4分、幅1寸5分となる。葺き土は筋置きであった（写真17-16、17-18）。

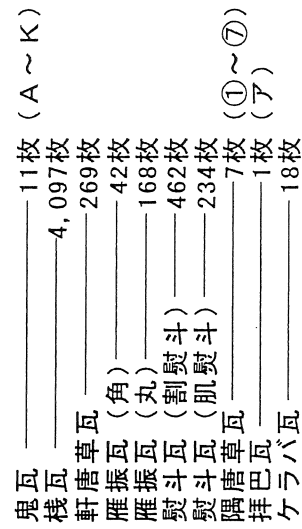
大棟は、台熨斗瓦2段、割熨斗瓦3段を積み、角雁振瓦をのせる。銅線による緊結はせず、葺き土のみで積み上げる（写真17-9、17、13）

当初部分の棟は、大棟、降棟（玄関部のみ）、隅棟の3種類がある。大棟は、割熨斗瓦3段、肌熨斗瓦2段の上に角雁振瓦をのせ、高さは340mmである。隅棟は、割熨斗瓦2段、肌熨斗瓦1段の上に丸雁振瓦をのせ、高さは220mmである。玄関部小棟・隅棟は、割熨斗瓦2段、肌熨斗瓦1段の上に丸雁振瓦をのせる。当初以外の部分で、西突出部の小棟・隅棟は、割熨斗瓦2段、肌熨斗瓦1段の上に丸雁振瓦をのせる。熨斗瓦積みはすべて割熨斗瓦を使用し、下段の肌熨斗瓦も割熨斗瓦を使用する。

鬼瓦は全部で11枚あり、中央に「役」と入った瓦と雷紋の入った瓦の2枚は古いと思われる。

平瓦割付は、玄関部正面21枚割、東西側面各11枚割、玄関東側正面17枚割、同西側16枚割、西突出部正面23枚割、西突出部東側面11枚割、東側面34枚割、西側面45枚割、背面80枚割付である。平瓦は葺足200mmで、棟まで24枚割とする。



[illegible]

- 32 -



写真14-18

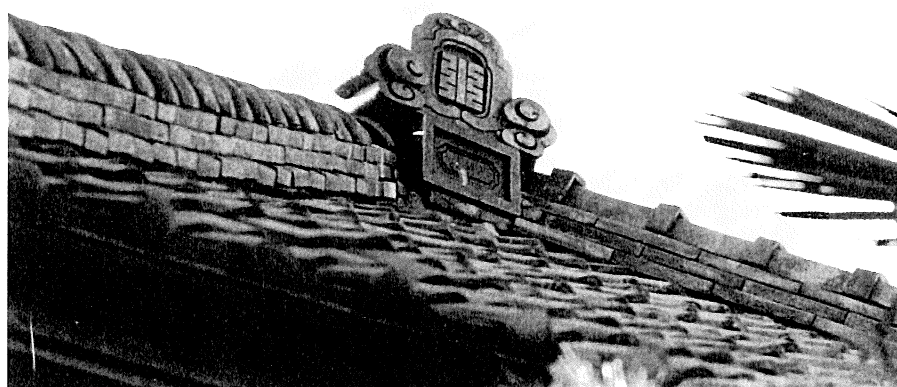


写真14-19



写真14-20

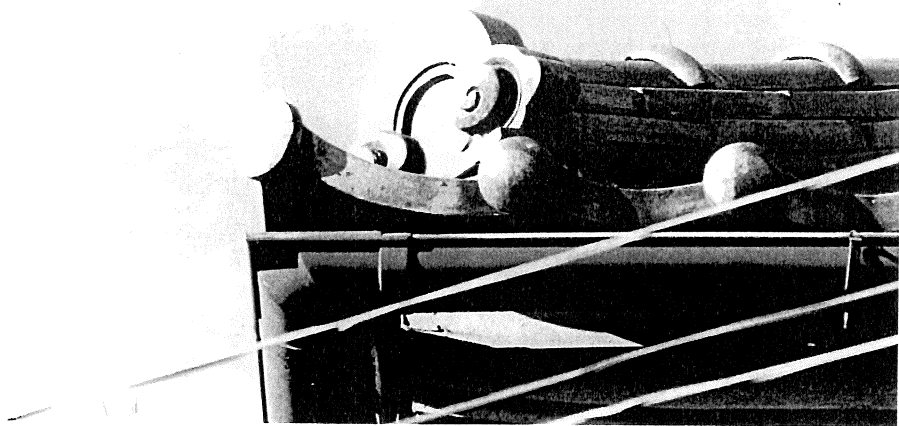


写真14-15

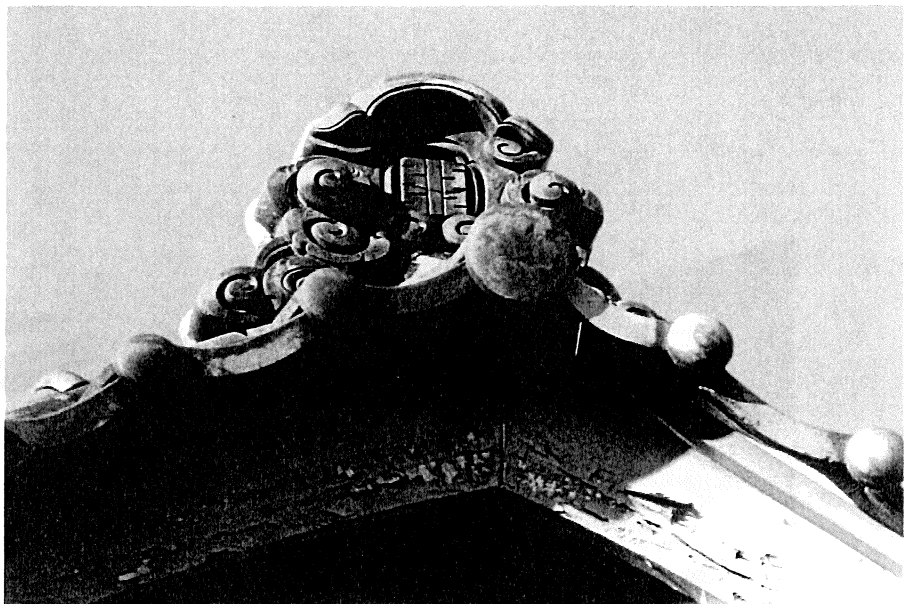


写真14-16

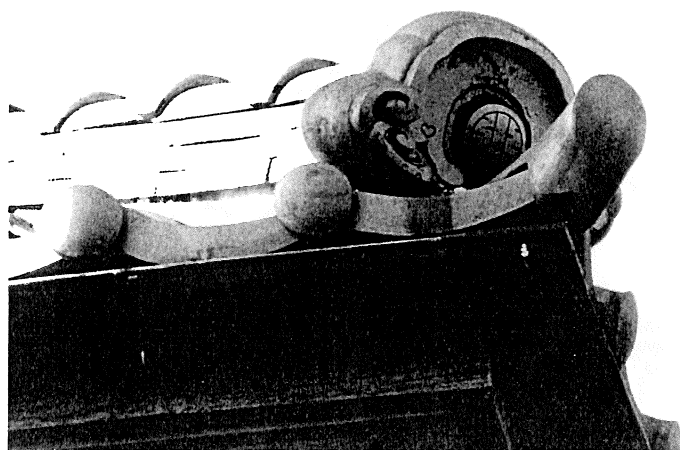


写真14-14

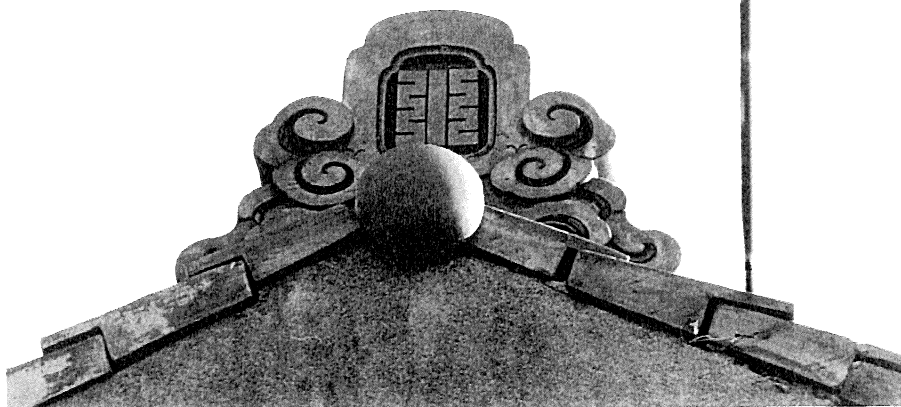


写真14-21

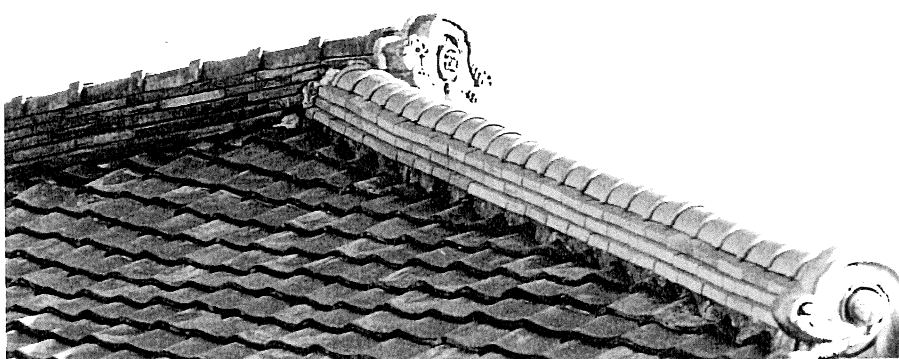


写真14-22

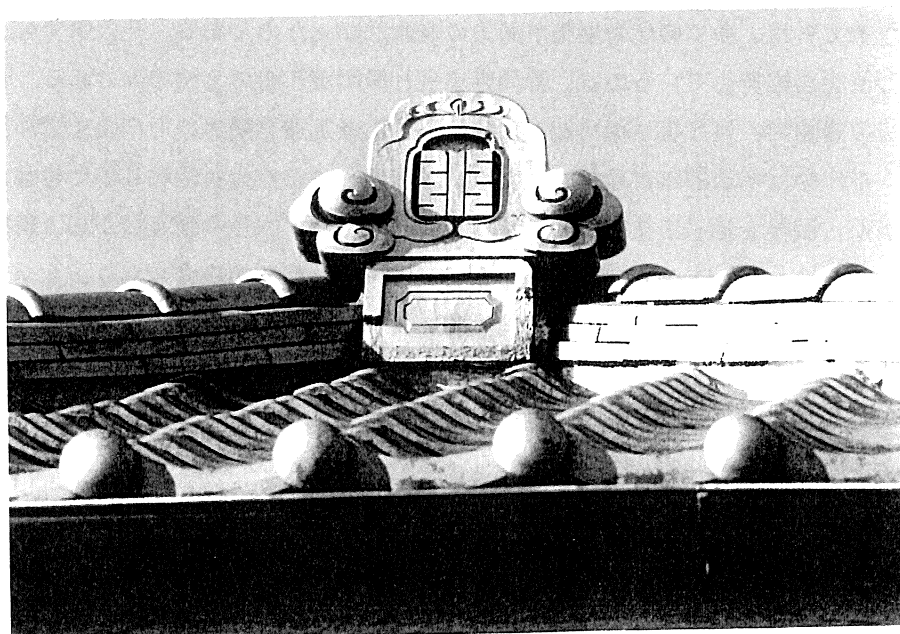


写真14-23

第4章 類例調査

(1) 静岡県内の公共建築

公共建築は、その時代の制度や法律に依拠して建設されるものであり、また制度や法律が背景となって建替え・更新あるいは解体・滅失するものである。建築自体、社会と深い関わりをもつものであるが、その中でも公共建築は社会との関係が深く、社会性が色濃い。

近代化政策を積極的に推進した明治政府は、新しい制度を整えるるために、近代国家にふさわしい官庁・学校等の公共建築を建てる必要があり、外国人建築家を招聘して設計や技術指導にあたらせた。これらの建築が当時の大工棟梁を刺激して、本物の洋風ではなく、見よう見まねで作り上げた擬洋風建築と呼ばれる建築様式が生まれた。

地方でも文明開化の担い手としての明治政府を印象づける必要から、小学校や役場・郡役所・警察署など、子供や一般庶民の生活と密接に関連した公共建築の多くが、近代化のシンボルとして地元の大工棟梁により擬洋風で建てられた。

明治後半になると、擬洋風建築は衰退して簡素な木造洋風建築が普及していった。一方、外国人建築家から教育を受けた建築家が、本格的な西洋建築を設計するようになった。

その後、新しい建築材料の普及と建物の規模拡大や機能重視の面から、木造から鉄筋コンクリート造に、個性的なものから画一的なものに変わっていくのである。

静岡県内に残されている近代化遺産としての建築は、庁舎8、学校17、警察署2、郵便局8、裁判所と測候所が各1である。

(2) 県内の行政建築物

明治初期の地方制度は、旧来の村落共同体秩序による自然村の存在を無視して、明治5年大区、小区なる地方行政区画を設置したことに始まり、明治11年の郡区町村編制法を経て、明治21年に市制町村制が制定された。その施行前に町村の大合併が強行され、翌年4月に合併で誕生した市町村にその制度が施行され、自治体としての市町村の制度が確立したといわれている。その後も、町村合併が推進され、静岡県においては明治22年に1市23郡31町305村であったが、現在は21市49町4村となった。途中、大正12年に郡制が廃止、15年に郡役所も廃止され、12郡が地理上の名称として残ったのである。

近代化遺産として確認された庁舎建築がわずか8棟という現実には、度重なる市町村合併に起因していることが考えられ、多くの庁舎建築が滅失の運命となったのである。その中でも、現在も庁舎建築としてその機能を維持しているのは、静岡県庁舎と静岡市庁舎の2棟のみである。どちらも鉄筋コンクリート造の建物で、県庁舎は明治22年に建築された煉瓦造2階建の旧庁舎を昭和12年に建替えたものであり、市庁舎は明治27年に建築された木造2階建ての旧庁舎を昭和9年に建替えたものである。

昭和の戦前・戦後を通じて市町村の庁舎は、旧構造である木造や煉瓦造から、新構造の鉄筋コンクリート造に建替えられたものが多い。その典型が県庁舎と静岡市庁舎であり、しかも戦前に建てられた庁舎として機能し現存している。戦後に鉄筋コンクリート造で建替えられた庁舎の多くが、20～30年のうちに新たに建替えられている現状を見ても、この2つの庁舎建築が駿府城の堀をはさむ歴史的街区に向き合って生き続けることは、特記に値する。そして、どちらの建物にも浜松市出身の建築家中村與資平と静岡市の勝呂組が関係していることが注目される。

他の6棟の庁舎建築は、現在機能を変え存在している。明治18年の旧周智郡役場（現 森町歴史民俗資料館）は、県内に残る唯一の現役所庁舎であり、他は市町村合併により庁舎としての機能を失っ

たものである。いずれも木造、棧瓦葺であり、外壁は下見板張りの建物が多いが、唯一昭和11年の旧二俣町役場は、スクラッチタイル張の外壁で特徴がある。

西浦村役場（現 平沢老人いこいの家）

行政／沼津市西浦平沢100／木造2階建／大正11年（1922）

『西浦村誌』によると、大正元年の西浦村は人口2,773人、戸数416人であった。一世帯6.7人で、夫婦・老夫婦・子供2～3人の当時としては平均的な家族構成が想像される。役場は当初古宇村にあり、「町村制実施ニ際シ現在地ニ移転シ本村ヲ管理ス」とあり、明治20年から海と富士山を望む現在の場所に役場が存在したことがわかる。

現在の平沢公民館・老人いこいの家は、西浦村役場として大正11年に建築された。その後、昭和30年4月、愛鷹・大平・内浦・西浦の4村が沼津市へ合併するまで役場として機能していた。昭和28年の町村合併促進法により多くの町村が合併に動いた。西浦村もその1つで、この合併により沼津市の人口は13万人となっている。

沼津市は大正12年、楊原村を合併し町から市になって以来、多くの町村を合併しているが、それらの役場は現在ではほとんど残っておらず、この旧西浦村役場が唯一の建造物となっている。

内浦湾を右に見て、海沿いの道路をゆるやかに曲がりくねっていくと、なつかしい風景を見るような建築が目飛び込んてくる。遠くに富士山も見え、海の雄大な景色に見とれていても、木造2階建、下見板張りの小さな建築を見落とすことはない。大きな存在感があり、海沿いの景観のランドマークとなっている。また、子どもたちが写生に来るなど、地域の中で親しまれている。

海に向かって立つ建物は、玄関の構え、軒の装飾、窓枠の意匠などに工夫がこらされている。設計者・施工者は不明だが、村のシンボルとなる役場への思い入れを感じる。

建築は生きてきたその場所に存在してこそ価値がある。大正・昭和・平成の時代を潮風に吹かれて生き続けてきた建築を、時代の生き証人として守り続けていくことが、子どもたちへの贈り物になるのである。

二俣町役場（現 天竜市消費生活センター）

行政／天竜市二俣町二俣1112／木造2階建／昭和11年／設計：本島玄三郎

二俣町役場は、大正13年東宮殿下御成婚記念事業として庁舎の建て替え計画がされたが、財政事情が悪く延期された。昭和8年景気回復を受けて、森野健市町長により再提案され、議会の承認を受けた。昭和10年12月着工、翌11年3月上棟、8月5日落成した。

昭和33年市制施行により天竜市役所庁舎となった。昭和45年市役所移転により、中央公民館、図書館市史編纂室などとして使用されてきたが、現在は消費生活センターが一部を使用しているにすぎず、新たな活用法の提案が待たれる。

設計は地元の大工・本島玄三郎（明治32年生）である。彼は、このほか牛乳処理場（昭和11年）などの洋風建築を設計している。

旧庁舎は木造2階建、寄棟造棧瓦葺の母屋に独立柱を建てたやや背高のポーチが付いた洋式事務所建築である。基礎は鉄筋コンクリート造の布基礎で、1階事務空間の独立柱は漆喰が塗られ円柱に仕上げられている。この柱の意匠的なもので事務空間の上部、2階議場の6間幅の床は1間毎の10×54cmの米松で作られた合わせ梁が支えている。母屋の屋根をはずれた北側に畳敷きの会議室や便所などが付いていたが、この部分は解体されている。

2階は梯子式の議場となっている。議場は6間×10間の広さで、正面の漆喰のレリーフ付き額縁は少しの痛みもない。

この建物の前庭は、伝統ある二俣祭りの諏訪神社境内につながり、お祭り広場として平成4年整備された。

二俣の町は大正時代から昭和にかけて繭市場によって栄華を極めた。この良き時代の建物が町中に数多く残されている。スクラッチタイルを張った外壁と回転欄間付きの縦長の上げ下げ窓の作り出す懐かしい風景は、市民の目に焼き付いている。

木材の町の役場に相応しく、良く吟味された材料と地元の大工の仕事の堅実さには目を見張るものがある。

周智郡役所（現 森町歴史民俗資料館）

行政／周智郡森町森2144／木造2階建／明治18年／施工：本間藤四郎他／町指定文化財

明治12年3月25日に周智郡役所の開庁式が執り行われた。周智郡長の足立孫六は、明治16年1月23日に静岡県令大迫貞清に宛てて「郡役所建築之儀ニ付上申」を差し出している。

それによると、「これまでは郡役所として梅林院の庫裏を仮舎として使用してきたが、家屋建築向きははなはだ不適合で光線の状態が悪く、ところどころ破壊箇所もあり、概ね1,500円の予算にて新規建築を計画したい」という内容であった。

その後、予算措置がされ、明治18年1月には、工事着手のはこびとなった。森町村字桜之御前の地に360坪の敷地を構え、周囲には1.8mの堀を巡らして、高さ90cmの土手を築きその上に柵を立てるといった計画だったようである。

建物は、「間口拾間、奥行五間、惣二階ニテ玄関二間四方同二階付」とあり、現在と同じ規模形式であった。この他に附属施設として物置・雪隠・門などを備えており、大工は上山梨の本間藤四郎他6人で、費用は予算よりやや少なく1,400であった。

この建物は、その後商工会が使用することになり、さらに昭和49年には、森町立歴史民俗資料館として蓮花寺境内の現在地に移築され現在に至っている。

建物の延べ面積は350㎡、桁行10間（18.2m）、梁間5間（9.1m）、2階建、寄棟造棧瓦葺の庁舎前面に、方2間（3.6m）2かいだてで、切妻造棧瓦葺、妻入の大きな張出部を設けている。

内部は、移築時に歴史民俗資料館としての目的から資料を展示するための改造が全体に及んでいるが、当時の家具・調度品などの日常生活品が多く展示され興味深いものとなっている。

外観は、茶褐色に塗装された下見板張りの外壁と切妻屋根の玄関を中央にしてシンメトリーに後世された形状が巧みに調和し、当時の重厚な庁舎建築の雰囲気をも漂わせている。明治前期の郡役所の建物としては周辺にも例がなく、貴重な建物である。

敷地村役場（現 豊岡村東公民館）

行政／磐田郡豊岡村敷地78-2／木造2階建／昭和11年

現在の豊岡村（人口約1万2千人）は、旧敷地村と旧広瀬村と旧野部村の3つの村が昭和30年に合併されてできた村である。

敷地村は明治22年に初代村長に伊藤泰治がなり村会議員は10名であり、当時の予算は教育費と役場費がほとんどを占めていた。

敷地村役場の建物は、昭和11年5月20日に上棟され、幅約7間、奥行約4.5間の建物（野辺面積約2

00㎡) が建てられた。

当時の木造建物は近代化の気運から、洋風の洋式を取り入れたものが多く、この建物も総2階の瓦葺で外壁は横板張としたシンメトリーで洋風なつくりである。のどかな農村風景にひととき目立つものであった。

現在、1階は敷地杜山土地改良区の事務所として使われていて、入口の土間や無垢の事務スペース、境にある受付机そして高い天井に、当時の役場受付窓口の雰囲気を残しており昔の面影を感じることができる。

2階は椅子席の集会室や和室があり、村の東地区の公民館として使われている。

平成7年と8年に一部内装や窓枠の修繕を行っている。和室の造作には手が入っていないが、窓枠は木製からアルミサッシに取り換えられている。

道路に面した側と妻側の裏口に一箇所ずつ出入口があるが、その庇を銅板で葺替えたことで洋風の建物と少し不釣り合いになってしまった。

また、道路に面した出入口には当時のものと思われる石造りの門柱が3本残っていたり、建物の裏側には大谷石造りの蔵があるなど、当時の貴重な財産が残っている。

今後は図書館として、有効活用する計画案がある。

広瀬村役場（現 豊岡村図書館）

行政／磐田郡豊岡村上神増245-2／木造平屋建／昭和3年

明治21年4月17日、「市制・町村制」が交付され、翌年4月に施行された。「町村制」では町村を、財産を有し一定の自治を行う「自治体」と初めて位置づけた。各地域の協議を経て、明治22年2月26日県令第19号によって町村区域、名称、役場位置が決定され、磐田郡豊岡地域でも三村（広瀬・敷地・野部）が確定し、新たに誕生した。この地は古来より天竜川の水との戦いが歴史となっていた。天竜川は広瀬川と呼ばれており地名となった。広瀬村役場は旧上神増村他9カ村戸長役場をもって仮役場とした。

昭和3年広瀬村役場として新築することが決まり、設計が行われ、8月26日竣工した。木造平屋建、切妻造棧瓦葺で、外壁は3尺間に繁く設けられた柱の間を、杉の簀子下見板張とし、小壁は漆喰塗である。妻側の小屋裏換気口廻りには太めの額縁が付けられ、この建物を特徴づける意匠となっている。独立柱をもったポーチ（現在は風除室となっている）を入ると、土間・カウンター越しに事務空間があり、右手の道路側に和室の小部屋が並び、その奥に炊事場、左手奥は議場があり、議場脇の廊下の突き当たりの外側に書庫が建てられている。

昭和30年、3村は豊岡村として合併した。旧広瀬村役場は豊岡村南出張所となり、また同時に土地改良事務所も置かれた。以後、各種団体の事務所や消防等の用途にも使われていたが、平成7年改修工事を行い、豊岡村図書館として現在も使われている。

改修工事にあたっては、外観及び木造の躯体を小屋組を含めてそのままに残し、鉄骨により構造補強した。階高が高く、既存の天井が高かったため、その下に軽量鉄骨下地により新たな天井が造られた。内部は用途も変わり、全く新しく改修されたが、在来軸組工法の改修の容易性を生かし、利用され続けている建物である。北側にひっそりと建つ大谷石積みの書庫も、屋根と建具の改修を施せばよみがえらえると思われる。

参考文献（順不同）

- ・重要文化財 北海道庁旧本庁復原改修工事報告書
- ・重要文化財 旧日本郵船株式会社小樽支店保存修理工事報告書
- ・重要文化財 山形県旧県庁舎及び県会議事堂保存修理工事報告書
- ・重要文化財 旧群馬衛生所保存修理工事報告書
- ・静岡県近代化遺産
ー静岡県近代化遺産（建造物等）総合調査報告書ー
静岡県教育委員会 2000

卷末資料

1. 『笠西村沿革誌』

明治貳拾貳年

笠西村沿革誌

一区域 本村ハ高尾、豊沢、愛野ノ三区ヲ以テ組織ス

一村名ノ由来 本村ハ元高尾、豊沢、愛野ノ三村ナリシカ、明治廿二年結合シテ、一ノ自治体ヲナシ、其位置、佐野、城東、山名三郡之堺ニ位スル小笠山ノ西部ニ処在スルヲ以テ、之ニ因シテ本名（笠西村）ト名付ク

一役場位置 役場ハ当分村内字愛野七番地ニ仮事務所ヲ置ク
（中 略）

大正十二年度

一田反別 三百十二町歩 全地租七千〇廿三円

一畑反別 百八十三町歩

一宅地反別 四十六町歩

一山林反別 三百四十六町歩

一原野 五十二町歩

一池沼 七反歩

一雑地 七反歩

戸数 九百〇二戸 人口四千八百四十八人

大正十二年三月十日、笠西村役場ヲ予算一万円ヲ以テ、高尾掛ノ上ヘ新築移転シ、同年四月、法多 北谷両道（ノ）開通式ヲ兼ネ、開廳式ヲ挙行（シ）篠田郡長、警察署長、税務署長、駅長、村会議員等臨場種々余興アリテ盛会ヲ極メタリ

2. 『笠西村沿革誌役場位置変更之部』

一 明治廿四年一月役場位置ヲ村内字豊沢千七百四拾壹番ノ式ヘ新築変更ス

一 大正十一年十二月、予算九千六百六十二円ヲ以テ、役場新築工事ニ着手、同十二年三月三十一日落成シタルニ依リ、高尾字掛ノ上九百十八番ニ移転セリ

3. 『磐田郡笠西村役場処務規定』

第一 第一章 通則

第一条 凡ソ事務ヲ処理スルハ本規定ニ依ル、但シ別ニ規定アルモノハ其規定ニ従フベシ

第二条 本規定ニ明文ナリ又特別ノ規定ナキモノハ、各課ニ於テ慣例ヲ参酌シ便宜ニ従フヘシ
但、彼我協議整ハサル時ハ、其都度村長ノ決裁ヲ受クヘシ

第三条 事務ハ凡テ村長ノ決裁ヲ受ケ、又、分掌事務ニ付テハ其助役ノ決裁ヲ受ケ処理スヘシ、
但、処理上意見ヲ異ニスル時ハ、其理由ヲ具シテ決裁ヲ請フヘシ

第四条 凡ソ立案ハ別紙第一号様式ノ稟議用紙ニ起草シ其処分ノ理由ヲ摘要スヘシ
但、事件ノ簡易ナルモノ若クハ失例アルモノハ此限ニアラス

第二章 分掌

第五条 本役場ニ左ノ二課ヲ置キ事務ヲ分掌ス

庶務課

- 一、公告式ニ関スルコト
- 二、會議及議員選舉ニ関スル事
- 三、營造物、財産管理ニ関スル事
- 四、文書往復、保存、記録、其他役場印管守ニ関スルコト
- 五、村沿革誌編製ニ関スルコト
- 六、兵事、戸籍、学務、衛生、勸業、土木、通信ニ関スル事
- 七、寺社、教会、恩給、褒賞、救済、恤救、棄児、養育ニ関スル事
- 八、収入課ニ属サル一切ノ件

収入課

- 一、国税県税ノ徴収ニ関スルコト
- 二、村税其他諸収入ニ関スル事
- 三、會計ニ関スル事
- 四、地籍ニ関スル事

(後 略)

4. 『磐田郡笠西村誌山林養成之部』

- 一、大正十二年六月廿日役場用地千七百四十一番外一筆反別老反六畝拾九歩、役場建物平坪二十六坪、二階、坪十五坪、金千貳百円ニテ中川福太郎ヨリ売買シタリ

(省略)

5. 『大正十一年度笠西村歳入歳出予算』

議第八号

大正十一年度静岡県磐田郡笠西村歳入歳出予算

歳 入

一金参萬六百六拾円四拾壹銭 歳入予算高

歳 出

一金貳萬九千参百拾四円八拾銭 經常部予算高

一金壹千参百四拾五円六拾壹銭 臨時部予算高

計金参萬六百六拾円四拾壹銭

収支差引残金ナシ

(中 略)

歳 出
臨 時 部

予 算		予 算		説 明			
科	目	予 算 額	種 目	本 年 度 予 算	前 年 度 予 算	増 減	附 記
款	項						
一 補助費		三三三,000		三三三,000	八,000	二四三,000	
	一 青年会補助	二二八,000		二二八,000	八,000	一四八,000	八〇円本年分補助補助
	二 自治改良会補助	六〇,000	一 青年会補助	二二八,000	八,000	一四八,000	一四八円本年度限特別補助
				六〇,000		六〇,000	

二 積立金	三 永防組補助	三五, 000	二 自治改良会補助	六〇, 000		六〇, 000	自治改良会補助
				三五, 000		三五, 000	
	一 役場建築基金積立金	六九二, 六一〇	三 水防組補助	三五, 000		三五, 000	水防組補助
		一二, 六四〇		六九二, 六一〇	七五三, 000	六〇, 三九〇	
	二 小学校建築基金積立金	六五七, 三七〇	一 役場建築基金積立金	一二, 六四〇	一二, 000	六四〇	財産孳生スル積立金
				一二, 六四〇	一二, 000	六四〇	一五七, 三七銭財産
	三 吉田奨励基金積立金	二二, 六〇〇	二 小学校建築基金積立金	六五七, 三七〇	七二一, 000	六三, 六三〇	収入積立金
				二二, 六〇〇	二〇, 000	二, 六〇〇	五〇〇円寄附収入金
三 罹災援助基金補充金	一 罹災救助基金補充金	三〇, 000	三 吉田奨励基金積立金	二二, 六〇〇	二〇, 000	二, 六〇〇	財産収入積立金
		三〇, 000		三〇, 000	三〇, 000		
四 寄附金	一 中学校費寄附	三〇〇, 000	一 罹災救助基金補充金	三〇, 000	三〇, 000		補充金
		三〇〇, 000		三〇〇, 000	三〇〇, 000	三〇〇, 000	
土木費			一 中学校費寄附	三〇〇, 000	三〇〇, 000	三〇〇, 000	見仁中学校費寄附
				三, 七二〇, 000	三, 七二〇, 000		
計		一, 三四三, 六一〇		四, 五八三, 000	四, 五八三, 000		

6. 『大正十一年度笠西村歳入歳出追加予算』

膳本也

天野收入役殿

議第三一号

大正十一年度静岡県磐田郡笠西村歳入歳出追加予算

歳 入

一金四千百参拾八円 営常部予算高

歳 出

一金壹千五百五拾貳円 經常部予算高

一金貳千五百八拾六円 臨時部予算高

計金四千百参拾八円

収支差引残金ナシ

(中 略)

歳

出

臨

時

部

出 部 時 臨 歳									
予 算				予 算 説 明					
科 目		追加予算額		種 目	本 年 度		本 年 度		附 記
款	項				追加予算額		既定予算額		
四土木費	一道路橋梁費	一, 四八六	〇〇〇	一道路費	一, -〇〇	〇〇〇	九, 八三〇	〇〇〇	金八百円北谷改道路改築費 金三百円法多道路改築費 法多道路橋梁改築費
		一, 四八六	〇〇〇				九, 八三〇	〇〇〇	
								九, 五五〇	
五役場営繕費	一建築費	一, -〇〇	〇〇〇	二橋梁費	三八六	〇〇〇	三八六	〇〇〇	
		一, -〇〇	〇〇〇				七, 五五〇	〇〇〇	
								七, 五五〇	
				一敷地買収費	一, -〇〇	〇〇〇	一, 六一〇	〇〇〇	敷地二百六拾二坪買取増額

7. 『磐田郡笠西村会会議録』

磐田郡笠西村会会議録

大正拾貳年參月貳拾參日告知第十七号ニ依リ、同月貳拾七日笠西村ニ招集（ス）、午前拾壱時戸倉 村
長議長出席ニ就キ開議ヲ宣告ス

（中 略）

会議ニ附シタル事項

議第四六号 大正十一年事務報告

議第四七号 大正十二年度本村歳入歳出予算案

議第四八号 大正十二年度本村特別会計歳入歳出案

議第四九号 大正十二年予算流用支出ニ関スル件

議第五〇号 大正十二年度請負ニ関スル件

議第五一号 役場移転ニ関スル件

議第五二号 村有土地建物売却ニ関スル件

議第五三号 区長及区長代理者並ニ常設委員任期滿了ニ付改選ノ件

（中 略）

議第四九号案、議第五〇号案、議第五一号案、議第五二号案ヲ一括シ議題ニ供シ、議長上程ノ説明 ヲ
ナシ第一読会ヲ開キ原案通り可決、第二読会ニ於テ読会省略可決確定

8. 『昭和三年事務報告書』

報第一号

第四拾回笠西村事務報告書

昭和參年壱月壱日ヨリ同年拾貳月拾四日当村廃止ニ至ル間、笠西村役場ニ於テ取扱ヒタル事務諸件 町
村制第百拾參条第三項ニ依リ報告ス

（中 略）

当村職員ハ村長、助役、収入役、書記（定員七名）就レモ定員ニ充テリ

（中 略）

町村制第三条ニ依リ昭和參年拾貳月拾五日磐田郡袋井町笠西村ヲ廃シ、其ノ区域ヲ以テ同郡袋井町 ヲ
設置セラレタルヲ以テ同月拾四日限り当村役場ヲ閉鎖セリ

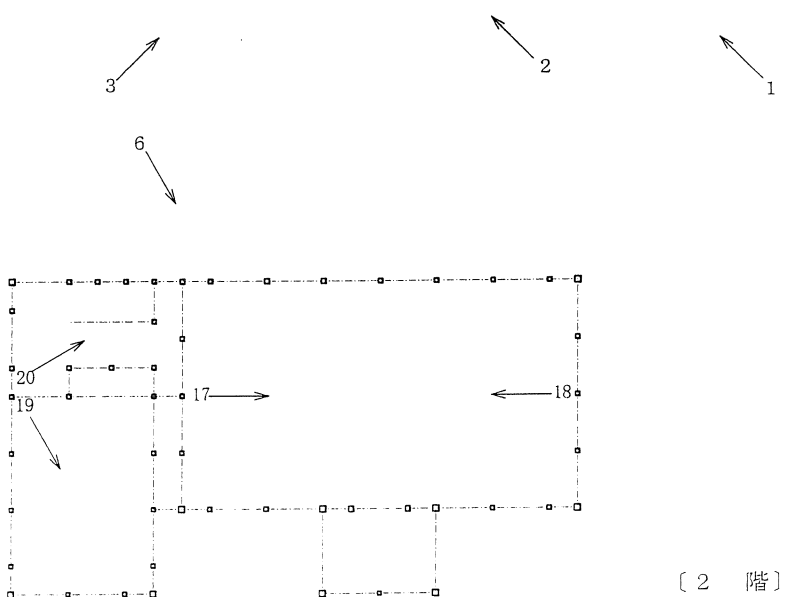
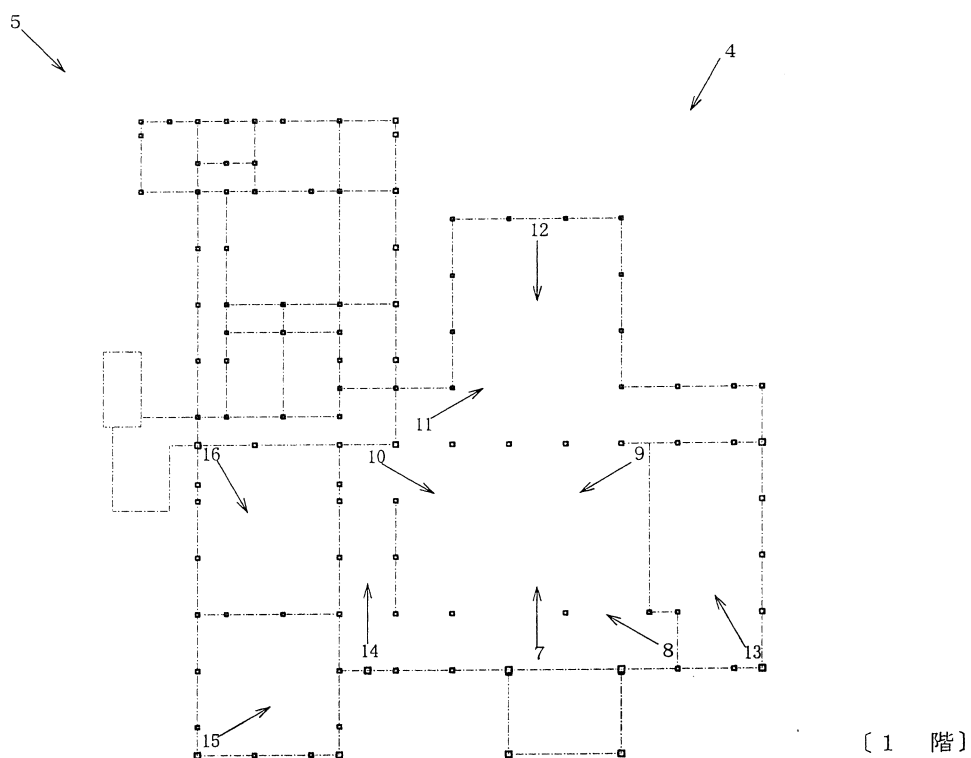
右報告候也

昭和四年參月貳拾八日

元笠西村長 安間恭義

写 真

写真





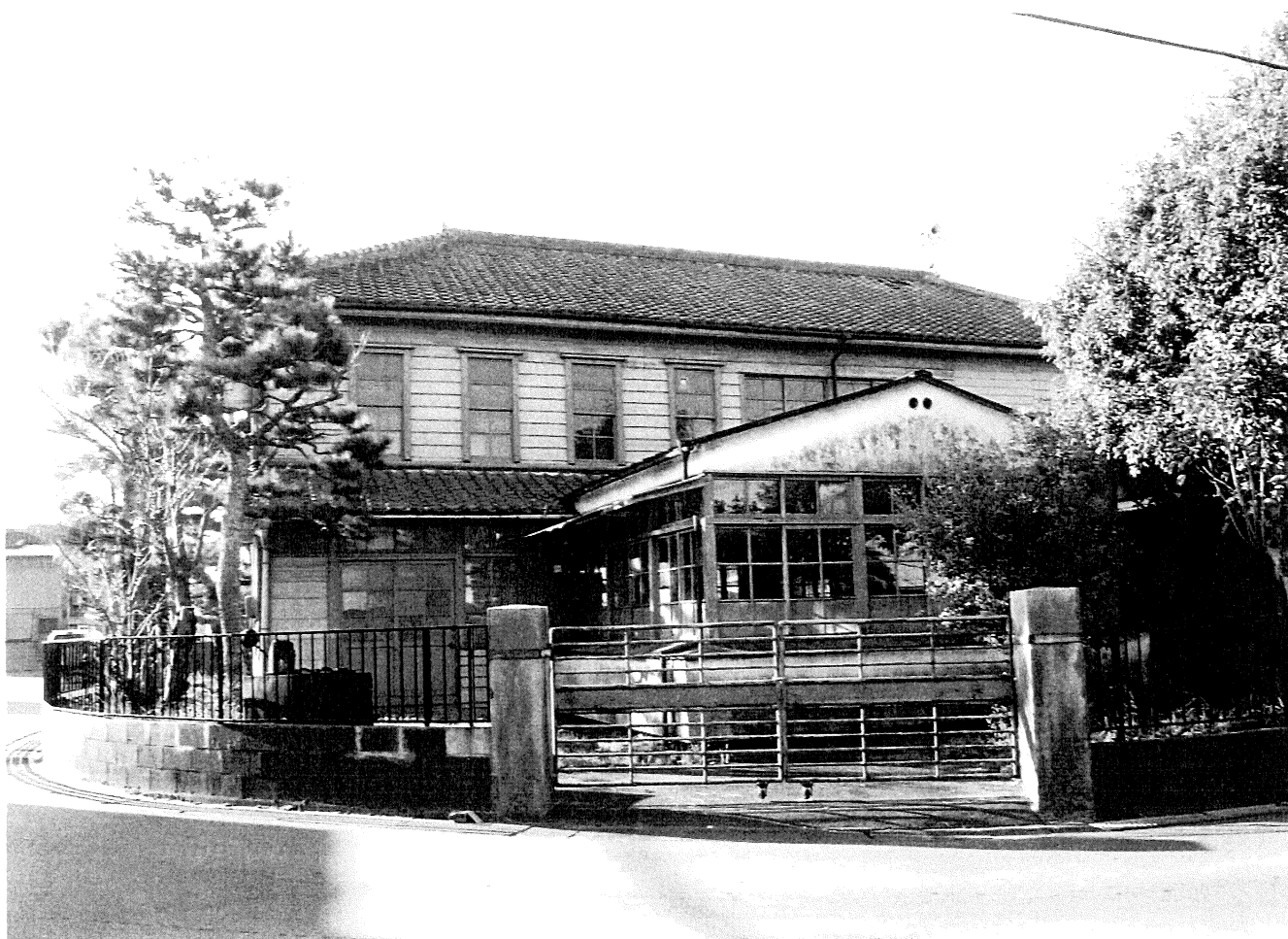
1 全景（南東より見る）



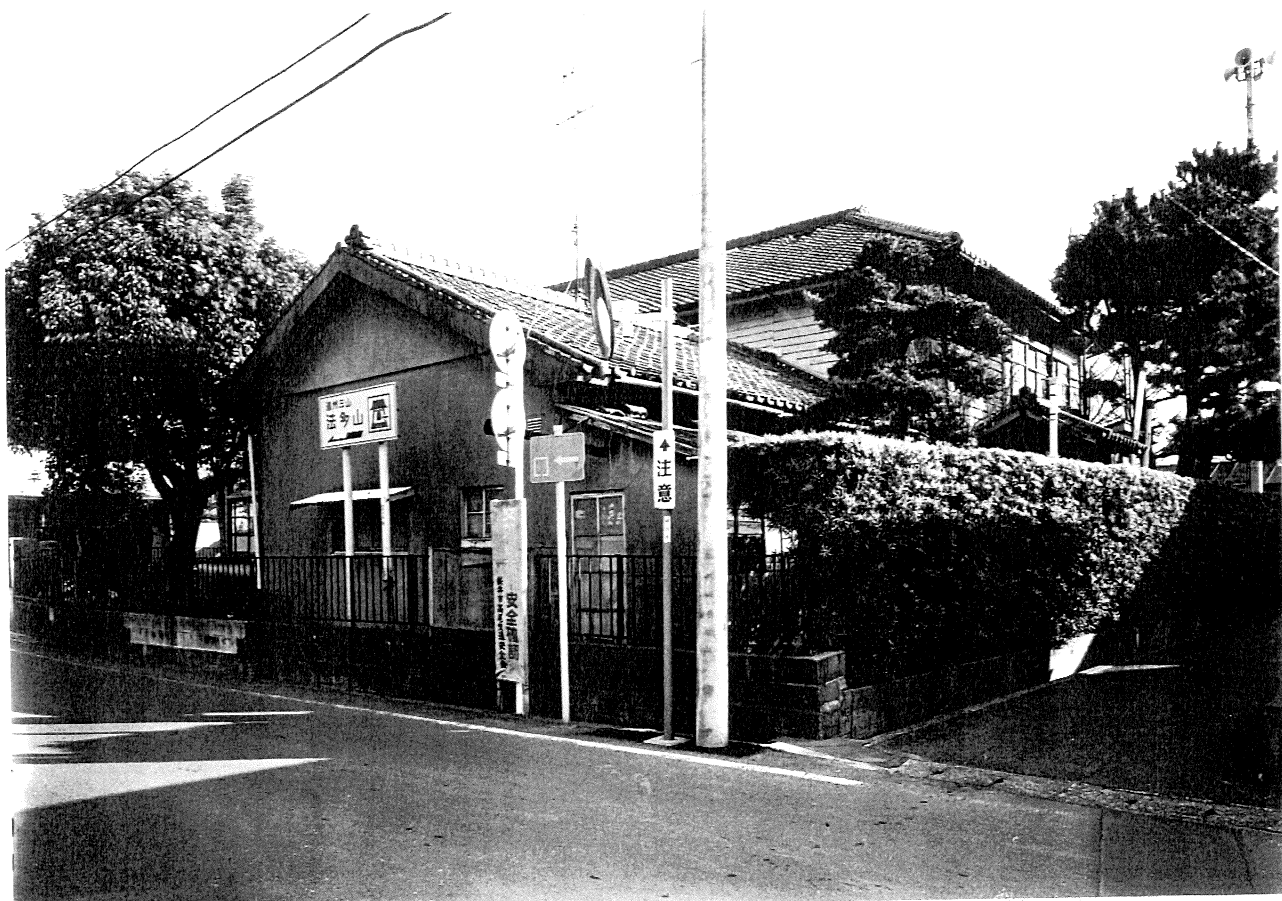
2 正面全景（南東より見る）



3 正面全景（南西より見る）



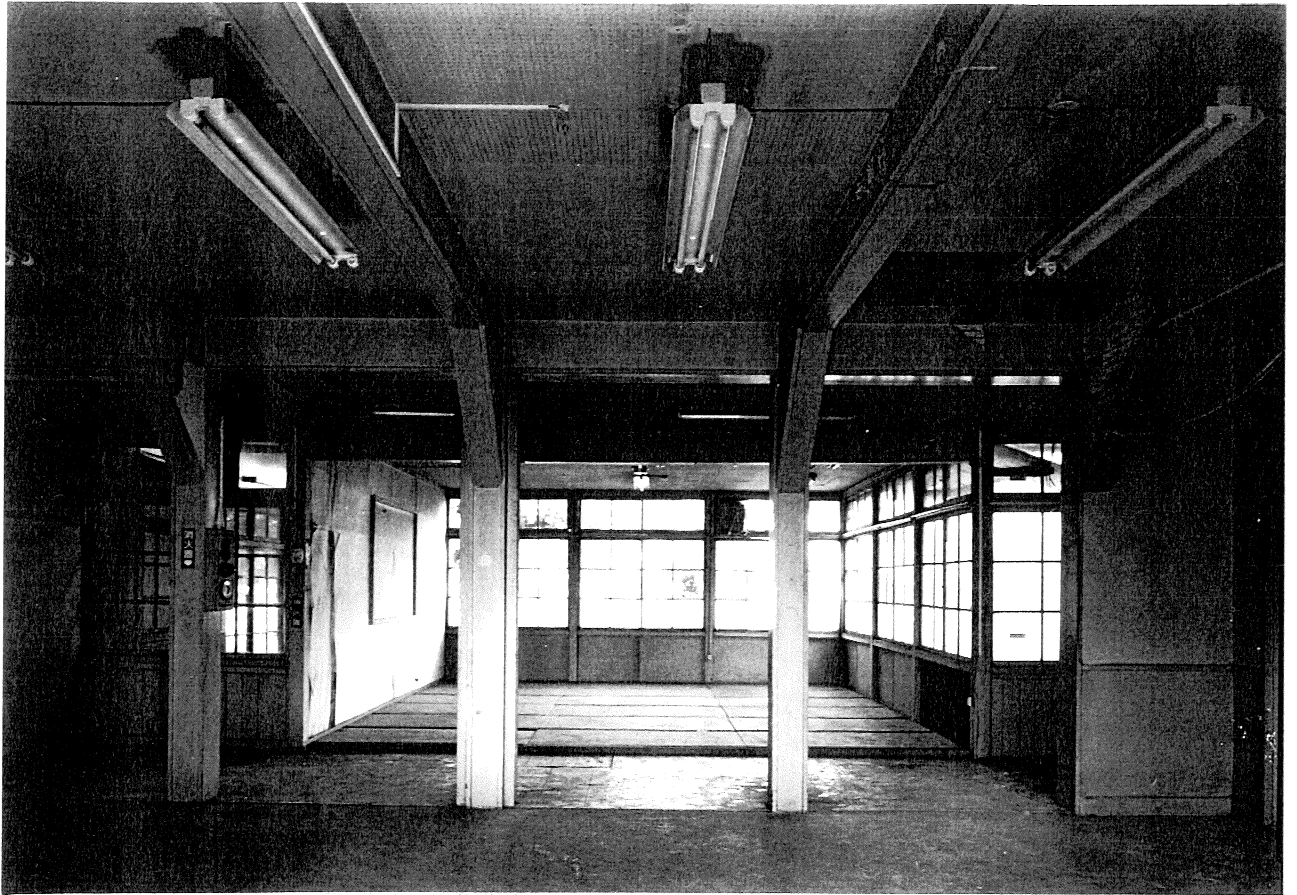
4 背面全景（北東より見る）



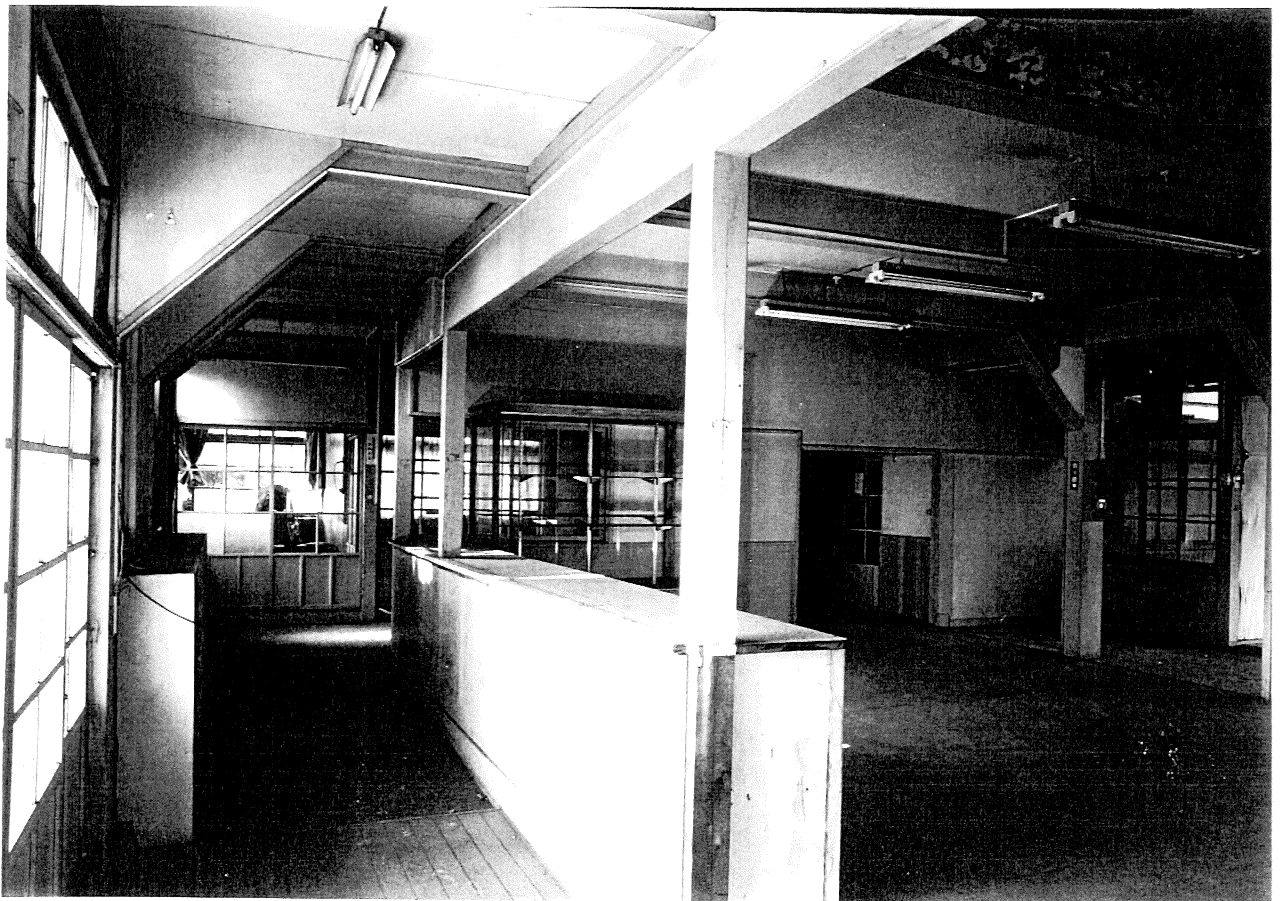
5 背側面全景（北西より見る）



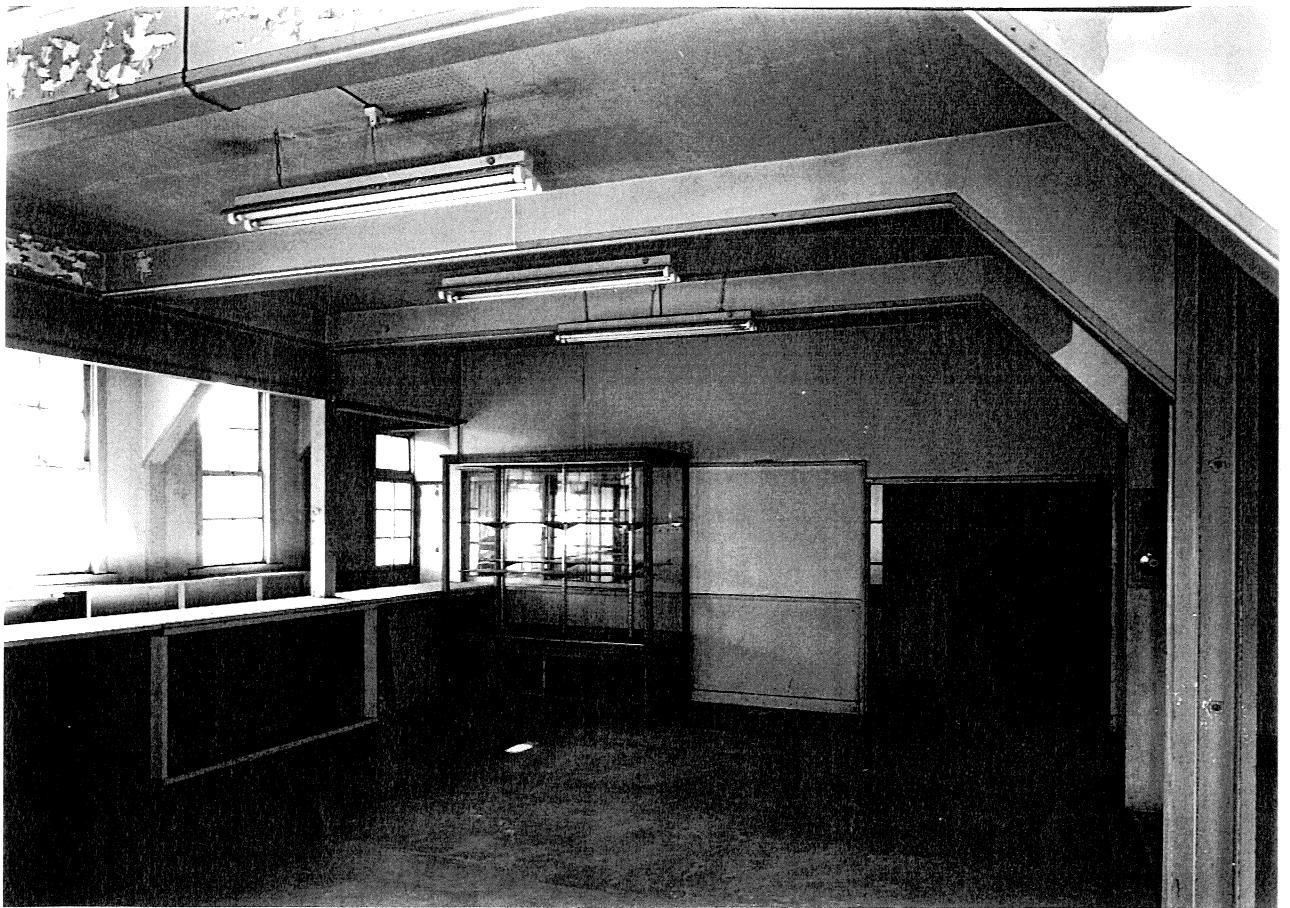
6 主体部背面詳細



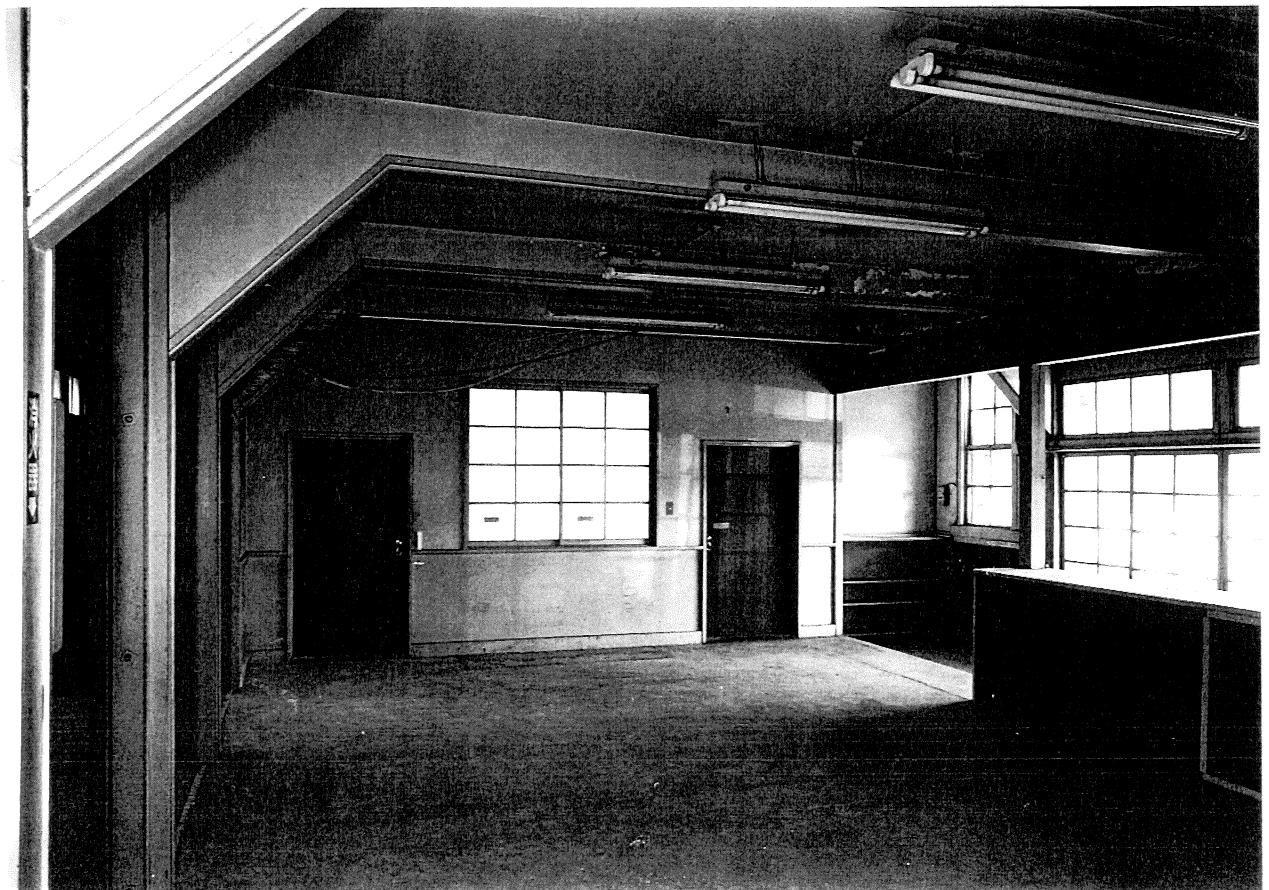
7 1階開架室（南より見る）



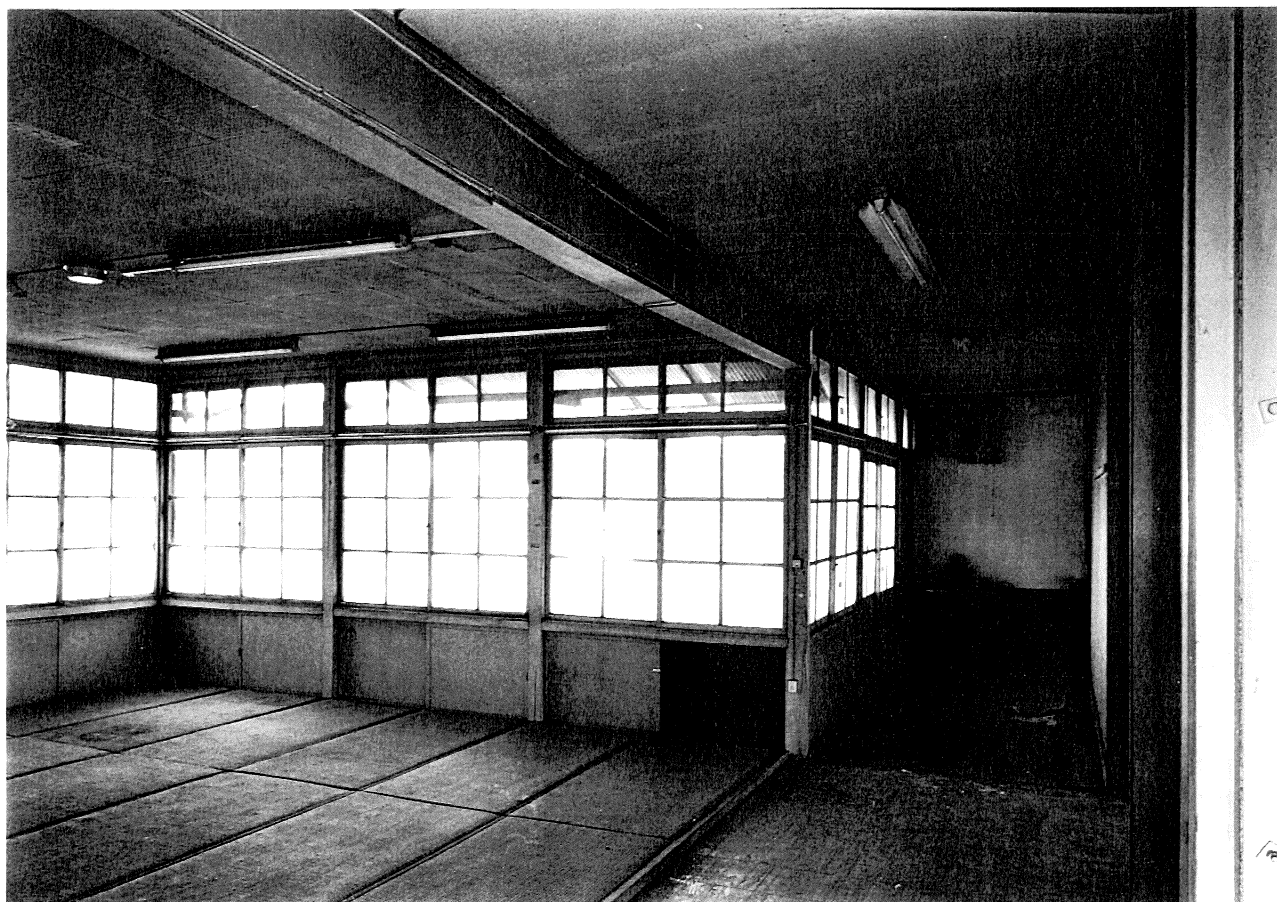
8 1階開架室（南東より見る）



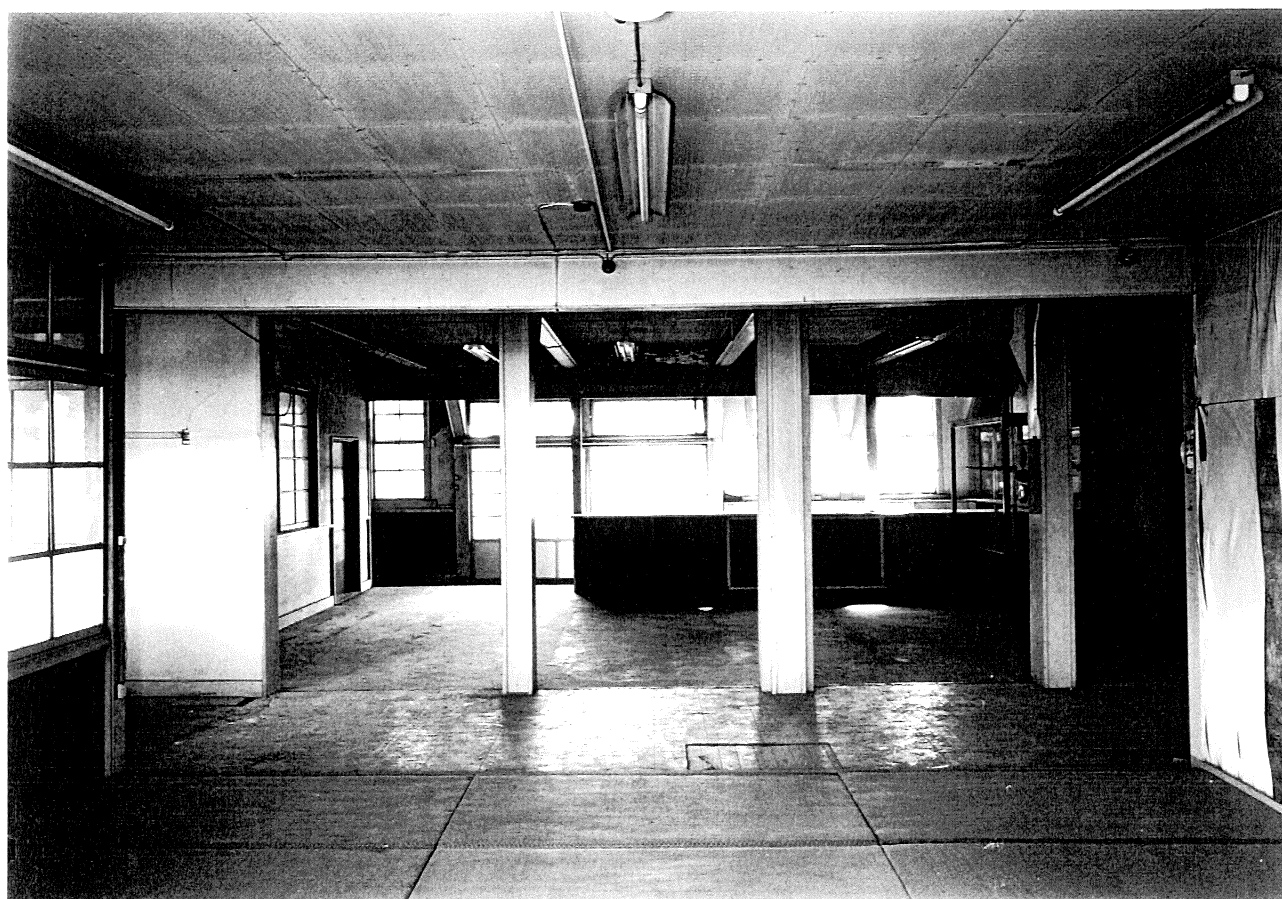
9 1階開架室（北東より見る）



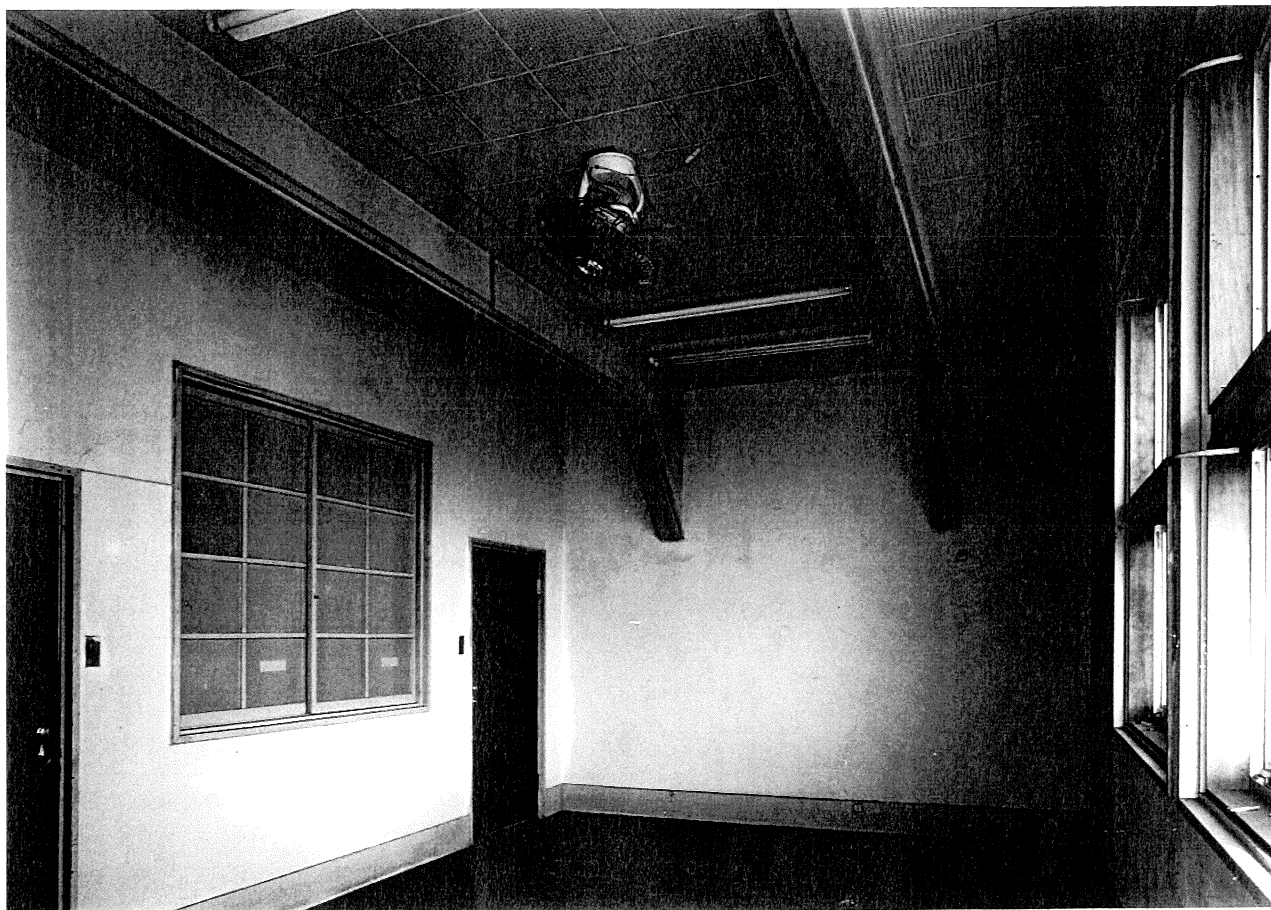
10 1階開架室（北西より見る）



11 1階主体部背面庇及び参考書室（南西より見る）



12 1階参考書室見返し（北より見る）



13 1階児童室（南東より見る）



14 1階開架室西側廊下（南より見る）